

令和6年3月19日（火曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	鈴 木 準 二 君
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	多 賀 靖 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂一郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	藤 江 和 明 君	消 防 主 任	廣 瀬 太佳夫 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学校教育課長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	石 川 敦 詞
書 記	小 藪 友 香		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、1 番 江上裕子君、2 番 中川泰一君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（若山隆史君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

6 番 鈴木準二君。

〔6 番 鈴木準二君登壇〕

○6 番（鈴木準二君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

トップバッターということでちょっと緊張してございますので、言葉が聞きにくいことがあれば御容赦をお願いいたします。

本日の質問は、会計年度任用職員の時給について、もう一点がまちづくりセンターに対する認識と配置について、この2点でございます。

1 点目の会計年度任用職員の時給についてお尋ねをいたします。

2 月初旬のマスコミの報道によれば、愛知県みよし市は、正規の職員との待遇の差が大き過ぎるとして、来年度から全職員の2割を占める会計年度任用職員（一般事務職）の時給を9.5%引き上げるとともに、正規の職員の比率を増やしていく、こうした方針を出しておるといことが伝えられております。

私は、12月議会において、垂井町が会計年度任用職員に頼り過ぎていること、職員の定数条例と実態の差といいますか、これに大きな乖離があることを指摘をいたしました。しかしながら、答弁では現状肯定の考え方が披瀝されたにとどまり、改善の姿勢は感じ取れませんでした。

次に、垂井町のホームページで告知された令和6年度の会計年度任用職員の募集要項に記載されている時給を見たとき、同じ職種で初任の時給が継続されている職員より高くなっている、こういう例がございました。確認をさせていただいたところ、当然のことではありますが、継続雇用をされている職員の時給も是正をされる、こういうことであります。この是正は、初任給是正、つまりベースアップであり、その方法は定額または定率の組合せで行われるのが一般的と言われております。時給を是正するのに、定額だけの場合は勤続に対する賃金格差が縮小されてまいります。定率のみでは是正をすれば、この賃金格差が拡大をする、こういうことになります。この2点について、執行部の考え方をお聞きをしたいと思います。

1つは、みよし市のこうした動きを垂井町はどのように捉えられているのでしょうか、町長の見解をお聞かせください。

2点目は、垂井町では、どのような方法でこの初任給の是正をされる予定でしょうか、これをお聞かせください。

初任時給の設定について改めてお尋ねをいたします。

令和6年度の募集要項にある職種ごとの時給を見たとき、資格が必要な職種の時給が一定の水準を確保される必要がある、これは認識をいたしますが、まちづくりセンター員の時給が1,058円、無資格の留守家庭児童教室補助員が1,066円、給食センター調理員が1,076円となっています。この差はどのような基準によって生まれるのでしょうか。初任時給の設定基準を開示していただきたいと思います。

次に、町まちづくりセンターに対する認識と配置についてお尋ねをいたします。

垂井町まちづくりセンターがワイワイプラザへ移動し、垂井町商工会が本年度秋以降には旧東保育園に設置されるビジネス拠点に移動することになっております。

さきに開催されたまちづくり審議会においても、基本条例の制定に関与した委員から、まちづくりセンターの公設民営への移管、指定管理への道筋について問う意見が提起されるとともに、協働のまちづくりに対する積極的な議論が交わされました。

町まちづくりセンターは、地区まちづくり協議会の指導育成とともに、小学校区にこだわらない分野別のまちづくり協議会を創設していく大きな役割があると認識しています。地区センターの管理は、町まちづくりセンターの本来の業務でないと考えております。

町まちづくりセンターは、協働のまちづくりの要であり、土曜、日曜でも住民が気楽に立ち寄り、相談できる体制が求められています。町まちづくりセンターがどこへ配置をされるのか、方向性すら見えないことに疑問を感じています。町まちづくりセンターに対する認識と配置の考え方をお示してください。以上です。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 鈴木議員の1つ目の御質問、会計年度任用職員の時給についての第1点目でございますけれども、令和6年度の時給についてのうち、愛知県みよし市の動きについて垂井町はどのように捉えておるのかということについて、私のほうからお答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、報道によりますと、愛知県みよし市では令和6年度から会計年度任用職員の報酬時間額を最大で9.5%引き上げるとともに、正規職員の比率を増やしていく方針とされております。加えて、本年の春闘では、労働組合からの賃上げ要求に対しまして、多くの大手企業が満額の回答をされておられる旨も、各種のテレビ、新聞等でも報道されておるところでございます。

私自身、日頃から職員は町の行政を支えていただいております大切な職員、人材であると認識し

ておりまして、正規職員、また会計年度任用職員に関わらず、職務に対する意欲でありますとか、モチベーションの向上といった意味合いからも、人件費は非常に重要であるものと捉えております。しかしながら、その一方で垂井町として進めるべき事業は山積しておりまして、また人件費につきましては義務的経費でもございます。扶助費でありますとか公債費、そのほか経常的経費も増加が見込まれる中、必要な財源を確保するといった側面からも、垂井町全体を見て慎重に考えなければならない課題であると、そのように考えております。これらを踏まえまして、垂井町では、毎年示されております人事院勧告に準じて会計年度任用職員の報酬時間額を決めることで、人件費の適切な見直しにも努めておるところでございます。

垂井町では、令和6年度に向けまして、愛知県みよし市の最大9.5%の引上げには至りませんが、一般事務補助として任用された初年度の時間報酬額につきましては、令和5年度と比較して約7.5%の引上げを予定しておりまして、新年度予算案でお願いしているところでもございます。また、この時間報酬額に基づきまして、期末手当に加えて、勤勉手当の支給も予定をしておるところでございます。

全国の自治体、どこの自治体でもそうでございますが、解決が見いだせない課題が本当に、先ほども申しましたとおり、山積をしております。感染症対策でありますとか、そしてまた一方では、災害への備え、それからデジタル化の推進といった単一の自治体だけでも解決が難しいものもある一方で、地域コミュニティの弱体化、そして担い手の不足、これは農業を含めてでございますけれども、そういった課題、それから施設の老朽化対策などなど、短期的な解決が難しい課題も数多くございます。限られた予算の体制の中で、何を優先してどこから手をつけていけばいいのか、その判断は非常に複雑で難しいものばかりでございます。こうした中でございますけれども、今の自治体職員には、互いの持つ知恵でありますとか、アイデア等々を共有しながら、どこを最終の解決策にするかを選択し、決断していく力も求められておるところでございます。それがためには、住民でありますとか学識経験者の皆さんの意見を聞いて調整することも必要でもございますけれども、そればかりではなく、組織の内部との中においても、実務者同士、職員同士が互いに意見を出し合う、そういった思考力、判断力の精度を上げていくことも非常に重要であると、そのように思っておるところでございます。したがって、引き続き将来の見通しも含めた各種事務事業、そしてまた健全財政を意識する中で、職員組合との交渉も含めまして、人件費、あるいは処遇改善にも努めてまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、そのほかの御質問については、担当の所管のほうから御回答させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、鈴木議員の1つ目の御質問、会計年度任用職員の時給についてのうち、垂井町ではどのような方法で時給の是正をする予定なのか、また初任時給の設

定基準の開示につきましてお答えをさせていただきます。

最初に、垂井町ではどのような方法で時給の是正をする予定なのかについてでございます。

職員の給与につきましては、地方自治法におきまして、給与の額などは条例で定めなければならないとされております。また、地方公務員法では、職員の給与は、国や他の地方公共団体の職員、民間企業の従業者の給与などを考慮して定めなければならないと規定をされております。

本町では、会計年度任用職員の報酬時間額につきましては、町独自の給与表などを設けるのではなく、正規職員と同じように人事院勧告で示された給与表に基づき決めております。人事院勧告は、常勤の民間企業従業員の皆様方の給与水準と常勤の国家公務員の給与水準の均衡をさせることを基本としております。したがって、人事院勧告の内容を適用することで、正規職員及び会計年度任用職員ともに不均衡が生じることのないように努めますとともに、あわせまして、近隣自治体の状況などを町としましても調査をし、財政的な視点もさらに加えて報酬時間額を決めておるところでございます。

なお、直近でございますが、令和4年度に会計年度任用職員に適用させていただいている号給を確認をいたし、本年度、令和5年度から一般事務補助など一部の職種ではございますが、号給の見直しを行っているところでございます。来年度、令和6年度に向けましては、令和5年度の人事院勧告での引上げ額が大きいことから、このような実際の見直しまでは至っておりませんが、今後も引き続き継続してこのような見直しに取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、2点目の初任時給の設定基準につきましてお答えをいたします。

まず、主な職種の令和5年度と令和6年度の初任の報酬時間額でございます。

一般事務補助は、令和5年度963円から令和6年度は1,037円に、また議員から御指摘をいただいておりますまちづくりセンター員、同様に984円から1,058円に、留守家庭児童教室補助員につきましては992円から1,066円に、給食センター調理員につきましては1,001円から1,076円にそれぞれ見直しを予定をし、令和6年度予算案をお願いをしておるところでございます。

これら職種ごとの基準につきましては、垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則など関係規則で基準表をお示しし、基礎号給などを定めておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、大きい御質問の2点目、町まちづくりセンターに対する認識と配置についてお答えさせていただきます。

垂井町まちづくり基本条例第23条第1項では、協働のまちづくりを推進する母体として、垂井町まちづくりセンターを設置すること、第2項では、センターは、住民が主体となり、議会

や行政と協働して運営を行うものと規定し、公設民営型の設置を想定していると認識いたしております。第3項では、センターは協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する相談、助言、情報収集、情報提供や人材育成などを行うものと規定し、垂井町まちづくりセンターは協働のまちづくりを具体的に推進していく場として認識いたしております。

議員からも触れていただきましたとおり、令和6年2月29日に開催をいたしました垂井町まちづくり審議会では、委員の皆様から、垂井町まちづくりセンターができて12年が経過するが、現在も公設公営の形である。今後、公設民営についての検討はなされるのか。垂井町まちづくりセンターが地区まちづくりセンターの管理を行う必要があるのか。垂井町まちづくりセンターは、住民の誰もが気軽に訪れ、相談することができるような敷居の低い場所であることが必要である。まちづくりは現状を維持していくことは大切であるが、時代の変化に合わせて変えていくことも大切ではないかといった意見をいただいております。

公設民営については、現在、具体的な検討は進めておりませんが、議員からの御指摘と審議会委員の皆様からの意見を踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、垂井町まちづくりセンターは、議員御指摘のとおり、地区まちづくり協議会の育成とともに、分野別のまちづくり協議会の創設を行っていく役割があると認識いたしております。各地域の課題や分野別の課題などに対して、住民や団体の皆様が主体的に取り組んでいただくためにも、垂井町まちづくりセンターが相談と助言、情報収集と提供、人材育成などの役割を担っていくことが大変重要であると考えております。

現在の垂井町まちづくりセンターは、これまでの活動拠点であった中央公民館が令和6年4月よりワイワイプラザ垂井に統合されることに伴い、現在は垂井地区まちづくりセンター内に事務所を設置いたしております。さきに触れさせていただきましたまちづくり審議会での意見も踏まえ、垂井町まちづくりセンターが担う役割をしっかりと認識し、誰もが気軽に立ち寄り相談できる体制と移転先について検討を進めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 6番 鈴木準二君。

○6番（鈴木準二君） それじゃあ再質問をさせていただきます。

1点目の会計年度任用職員の時給についてでございますが、御答弁にもございましたように、今年の春に予定されておりますベースアップについては、昨年の春闘、言うならば、御答弁を借りるならば、昨年の人勧に基づいて見直しを行うんだと、こういうことでございます。

町長の御答弁にもございましたが、今年の春闘はかつてない大幅な賃上げが進められております。正規の職員は、秋頃に出される人勧に基づいて4月に遡って賃上げがなされます。当然この4月に定期昇給は行われるはずですが、さらに、ベースアップが人勧で4月に遡って行われる。ところが、会計年度任用職員は、昨年の人勧に基づいて初めてこの4月に賃上げが行われる。今年の春闘は一切反映されません。人勧が秋に出るならば、会計年度任用職員の時給も見直すべきではないでしょうか。会計年度任用職員は1年だから4月なんだと、前のときに最低

賃金が変わったら途中でも引き上げていますという答弁もございました。そういう部分でいけば、秋に人勧が出た後に早い時期に見直してあげるべきではないでしょうか。このことについてお尋ねをいたします。

町まちづくりセンターに対しまして、非常にいい答弁をいただいたというふうに思いますが、配置の問題が明快にはお示しをいただかなかったように思っております。

今この３月議会が行われる中で、ここの東館の調査といいますか検査といいますか、その結果が中間報告的になされてございます。それを聞きますと、この東館はこの先がまるっきり見えない。過去私が承知をしている認識では、町のまちづくりセンターはそこの東館にという構想があったと思います。しかし、その部分があやふやということになると、この先どこに配置をされるのでしょうかと……。

〔発言する者あり〕

そういうことでしたか、ごめんなさい。

一問一答だそうでございますので、それじゃあ最初に会計年度任用職員のベアについて、改めてお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） 鈴木議員からいただきました再質問でございます。

議員御指摘のとおりでございますが、一般職につきましては、人事院勧告がプラス勧告になった場合、給料表が改定されることで、その年の４月に遡って差額分が支給をされます。会計年度任用職員につきましても、人事院勧告で示された給与表をベースに報酬時間額を先ほど申し上げましたように決めておるわけでございますが、会計年度任用職員の場合は、条例の中で遡及をしないといった趣旨の規定がされておりますので、現在は年度当初に遡っての差額支給はいたしておりません。

そこで、私自身でございますが、次年度から勤勉手当が追加支給となることに伴いまして、この会計年度任用職員の報酬などを遡及することが可能であるかどうかということは当時検討をさせていただきました。こちらは、うちのその職務に従事をする職員の立場、それから実際に勤務をされる会計年度任用職員の皆様方の立場ということで、検証した際の私なりの結論といたしましてでございますが、まず職務に従事をする立場の職員としましては、現在のパートタイム任用職員、会計年度任用職員の報酬は、一般職の給与のように月額で決められてはおりません。時間額で決められているということで、遡及をすることになりますと、月単位ではなく日単位の実績を一人一人確認して差額を計算しなければならないということがございました。また、報酬、期末手当、勤勉手当の計算に当たりましても、現時点では遡及に対応するような仕組みが構築を、なかなかまだ追いついていないということで、ほかの多くの町もそうだと思います、構築をされておられませんので、手計算では現実的に厳しいのかなというようなところがございました。

また、実際に勤務をされる、では、会計年度任用職員の皆様方の立場としましては、現在の

ように人事院勧告でプラス勧告となっているときは、報酬額も遡及をすることで支給額が増えてまいります。しかし、反対にマイナス勧告となったとき、この条例改正の手続を経て同じように減額をしなければならないと、垂井町で募集要項で示した時間額に納得というか、同意をされて応募をされて採用された会計年度任用職員の方々にとって、逆に年度途中で額が下がるということは非常に厳しいのかなと、影響があるのかなということを当時いろいろ検討いたしました。ただし、一般職の同様の運用、議員御指摘のいただいているとおりでございます運用ができないかということを調査し、研究をするということは非常に大切であると思っておりますので、引き続き今御提案いただきましたようなことにつきまして、課題の洗い出しも含めて、もう少し研究させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 6番 鈴木準二君。

○6番（鈴木準二君） ありがとうございます。

ただ、これはもう質問ではありませんので次に移りますけれども、遡及を求めているわけではないので、秋にやるべきではないかということだけ言っているということをつけ加えさせていただきます。

先ほど私の間違いで町まちづくりセンターに対する配置と認識について御質問をいたしました。中途半端になってございますけれども、繰り返しませんので、言うなら、今の垂井の地区センターにいるところから、9月以降といいますか、秋以降どこに行くのかと。その辺が、当然東館なんていうのはもともとないわけでありますから、先ほど言ったような状況に対応するためにどこに設置をされるのかということがお聞きをしたいということでございます。

もう一つ、あえて御提案を申し上げるならば、東館の状況がそういうあやふやなことでございますので、私の個人的な捉え方では、ワイワイプラザにセンターを持っていくべきではないかと、こういうふうにも考えてございますので、その辺についてのお考えをお聞かせいただければありがたいと思っております。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

○企画調整課長（小森俊宏君） 再質問にお答えさせていただきます。

今議員のほうからも触れていただきましたとおり、実は垂井町まちづくりセンターの配置につきましては、旧庁舎跡地活用の施設の統廃合の検討の中で垂井町まちづくりセンターについても検討されておりました、令和3年3月に策定をいたしました垂井町庁舎跡地等活用基本計画第2版によりまして庁舎東館へ移転する方向が示されております。このことについては、町ホームページでも公表させていただいております。この基本計画の方向性を持ちながら、現在は、中央公民館が令和4年11月をもって廃止されたことから、令和4年12月に事務所を現在の垂井地区まちづくりセンター内に移転をいたしまして業務を行っているところでございます。移転の方向性を持っておりました庁舎の東館につきましては、今議員からも御案内がございましたが、今年度、建物の基礎調査等を行われておりました、調査結果を踏まえる必要があるというふうに認識いたしております。

また、垂井地区まちづくりセンター、現在おる地区まちづくりセンターにつきましては、令和6年4月1日から新たなにぎわい創出施設ワイワイプラザ垂井内に移転いたしますこと、また加えまして、現在の施設内に併設しております垂井町商工会が現在整備を進めております旧東保育園のビジネス拠点施設の運用が開始されましたら、その施設内に移転する計画がなされております。

これまでも垂井町まちづくりセンターの位置につきましては、庁舎内でも様々な議論をしてまいりました。ただ、今申し上げました各施設の今後の方向性をしっかりと踏まえまして、垂井町まちづくりセンターの事務所の設置場所をしっかりと検討していく必要があるというふうに考えております。このため、今しばらく現在の垂井地区まちづくりセンター内を事務所としてまいりたいと考えております。その間にしっかりと議論を進めていきたいというふうに考えております。

また、御提案のワイワイプラザ垂井につきましては、この4月からオープンということで、既に建設されて、その中には垂井町まちづくりセンターの事務所を設けておりません。また、それに設置できるようなスペースがあるのかどうかということもあるかと思いますが、その予定が当時からなかったものですから、非常に厳しいのではないかとというふうに考えております。

いずれにしても、どこに垂井町まちづくりセンターを持っていくのか、その役割をしっかりと認識いたしまして検討を進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（若山隆史君） 6番 鈴木準二君。

○6番（鈴木準二君） もう一点再質問をさせていただきます。

町まちづくりセンターの認識という捉え方の中で、私としては町まちづくりセンターの業務といえますか、それについて、地区センターの管理は町まちづくりセンターの業務ではないのか、これは私が議員になって一番最初のときにも過去の変遷をお話を差し上げました。地区まちづくりセンターのセンター員、あるいは建物管理というような形は地域振興係が行うべきではないかと、特に人事面だとかということも本来あるわけでございまして、まちづくりということを本業とする町のまちづくりセンターのセンター長が行っていくという業務から外すべきではないかと、こんなふうに考えておりますが、お考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

○企画調整課長（小森俊宏君） 再質問にお答えさせていただきます。

垂井町のまちづくりセンターの担う業務の中で地区まちづくりセンターの管理を担うべきではないということの御指摘でございます。

垂井町協働のまちづくり推進規則第3条では、センターの事業を規定しておりまして、同規則第1項第6号では、地区まちづくりセンターとの連携及び地区センター相互の連絡調整に関することと規定いたしております。また、垂井町の事務分掌規則に基づく垂井町まちづくりセンターの事務分掌では、地区まちづくりセンターに関することを定めております。このことから、現在は垂井町まちづくりセンターが各地区まちづくりセンターの労務管理、施設の維持管

理等の事務を行っているところでございます。

御指摘の部分につきましては、今後も庁舎内の組織体制も含めて、その担う事務分掌も含めましてしっかりと検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 6番 鈴木準二君。

○6番（鈴木準二君） ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、地区センターに関わる対応、あるいは地区まちづくり協議会に対する対応というのは、企画調整課の中で、あるときは地域振興係、あるときはまちづくりセンターという形で右左ずれてきた経緯がございます。そうした過去も含めて、改めて真剣に御論議をお願いをしたい。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 4番 渡辺保彦君。

〔4番 渡辺保彦君登壇〕

○4番（渡辺保彦君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

私からは、垂井町DX推進計画について並びに垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例についてを質問させていただきます。

まず、1つ目の垂井町DX推進計画、垂井町デジタルトランスフォーメーションの推進計画についてです。先般の町長の施政方針でも触れられましたが、垂井町第6次総合計画の後期基本計画の3つの重点戦略、1. 子育て、2. DXの推進、3. 持続可能なまちづくりの中の2つ目のDXの推進について質問したいと思います。

現在、垂井町DX推進計画の策定の最中で、パブリックコメントを行っているところと承知しておりますが、この計画は2024年度から2027年度の計画なので、早速の策定が必要と思うが、いつ策定する予定か。

その中で、情報システムの標準化・共通化があります。計画では、2024年度と2025年度での導入となっており、2年間で導入し、2026年度からの運用を予定しているのか。

このシステムの標準化・共通化は、電算化を開始した当初からの懸念事項であり、長年の要望でもありました。やっとシステム化されるということで、大歓迎であります。電算化にはかなりの予算がかかります。ましてや、垂井町のように単独導入している自治体は、単独で開発、システムメンテナンスを行っていくことから、かなりの負担となっておりました。このシステムの標準化・共通化は、それらの負担を軽減できるものと期待しております。ぜひとも進めていただきたいと思います。

ちょっとその中に入って、細かいことなのですが、垂井町は、税の徴収につきまして、各税を10期に分けて徴収するという全国でも特殊な徴収の仕方をしていますが、これは住民の利便性を考え、住民の負担を少なくした納税しやすいすばらしい徴収方法だと思っています。

そこで、御質問いたします。

現在、垂井町D X推進計画の策定の最中で、パブリックコメントを行っているが、いつ策定するのか。

2. その計画の中で情報システムの標準化・共通化があるが、いつ導入を予定しているのか。また、その導入の計画はどうなっているのか。

3. それに伴う予算化、予算計画はどうなっているのか。

4. 10期徴収は引き続き導入されるのか。

続きまして、2つ目の垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例についてです。

これもD X推進計画の中の基本方針1. 町民目線のD Xに基づいて、行政手続のオンライン化による行かない窓口の実現を推進するものです。現在、この条例の策定を進めておられ、パブリックコメントを行っています。条例化により行政手続のオンライン化による行かない窓口の実現が掲げられています。また、同時に、これを実現することにより、書かない、待たない、回らないワンストップ窓口化も期待できます。これも画期的なことで、住民の方が役場にわざわざ行かなくてもオンラインで行政手続ができるという、一々申請書に記入しなくてもよいことから、かなりの恩恵が受けられると思われます。

私も今年、確定申告をe-Taxでマイナンバーカードを利用してスマホからやってみましたが、割と簡単にできました。わざわざ申告会場に行かなくても確定申告ができ、大変便利だと感じました。確定申告は国の事務ですが、同じように役場の事務もオンライン化できると大変便利であると思われます。戸籍や住民票等各種証明書の交付は今でもコンビニでできますし、さらに今年度、電子契約サービスシステムの導入、公共施設予約システムの導入、パスポートの電子申請などの導入を予定されていると思いますが、そのほかにもこのオンライン化はいろいろな業務手続等に利用できると思いますが、そこで御質問いたします。

現在、垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の策定を進めておられ、パブリックコメントを行っているが、いつ条例化をし、いつから運用の予定か。

2. どのような業務のオンライン化を予定・想定しているのか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 第1点目の垂井町D X推進計画のうち、計画策定中のパブリックコメント中であるが、いつ策定するのかについてお答えをさせていただきたいと思います。

議員御案内のとおりでございますが、垂井町D X推進計画につきましては、今年度、策定を進めておりまして、去る2月15日から3月14日までの間、計画案につきまして、係るパブリックコメントを実施いたしました。あわせまして、現在、推進計画に記載の各種施策の事業について、令和6年度の当初予算、ただいま審議中でございますけれども、それを踏まえた事業費

等の修正作業を進めているところでございます。可決されればその修正が当然必要になりますことから、その事務作業中でございます。今月中には最終の調整を行いまして、策定をしまいたいと、そのように考えております。4月中にはホームページ等で公開し、町民の皆様に周知させていただきますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、そのほかの御質問につきましては、担当の所管の課長から御答弁を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、渡辺議員の1つ目の御質問、垂井町DX推進計画についてのうち、2点目の情報システムの標準化・共通化の導入時期や導入計画、また3点目のその予算化、予算計画についてお答えをさせていただきます。

地方自治体の情報システムは、現在、各自治体で個別にカスタマイズを行い、国の制度改正などに対応しておりますが、システム改修やメンテナンス、いわゆる維持管理費用などの経費の負担は大きく、住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国に普及させることが難しい状況となっております。垂井町も例外ではございません。このような状況を踏まえ、令和3年5月、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が成立し、地方公共団体は、住民基本台帳、地方税、国民健康保険税など20の対象業務について、各種手続を統一化し、住民の皆様にとってどの市町村でも同じように手続ができるようにすること、人的、財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実績を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにすること、オンライン申請などを全国に普及させるためのデジタル化の基盤が構築されることを目標とし、2025年度、令和7年度までに必要なシステムの構築を進めることとされました。本町におきましても、議員御指摘の垂井町DX推進計画案におきまして、2024年度、令和6年度と2025年度、令和7年度の2か年間でこの取組を進めることとしております。

現在の状況といたしましては、さきの令和5年9月議会定例会の補正予算におきまして、戸籍情報システムの標準化移行業務に関する経費をお認めをいただいたところでございますが、2024年度、令和6年度からその他の業務につきましても取組を進めさせていただきまして、2025年度、令和7年度末までに全ての対象業務の標準化・共通化に関する対応を完了し、運用を目指してまいりたいと考えているところでございます。

議員御指摘のとおり、負担となっておりましたシステムメンテナンスから少しでも解放され、住民への直接的なサービス向上に注力ができるように取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 税務課長 桐山裕次君。

〔税務課長 桐山裕次君登壇〕

○税務課長（桐山裕次君） 私からは、渡辺議員の1つ目の御質問、垂井町DX推進計画につい

てのうち、4点目の御質問、情報システムの標準化・共通化を実現する中、町の徴収事務の在り方の一つである10期徴収は引き続き導入されるのかについてお答えさせていただきます。

全ての地方公共団体は、当該市町村が保有する住民基本台帳の情報や税賦課徴収情報等をはじめとする個人情報をデータベース上で一元管理し、多様な行政サービスの展開を総合的かつ効率的に実現するため、住民基本台帳システムといった基幹業務システムを導入して運用しています。

垂井町の基幹業務システムの電算化は、町独自利用によるシステム開発等が進められ、今日に至るまで、税務行政をはじめとする幅広い住民サービスの向上に努めてまいりました。これらの経緯を踏まえ、町税等を納付する期割回数は、個人住民税及び固定資産税の年税額をそれぞれ4回の期割に分割し、地方税法において定められた期割納期限に徴収する方法が一般的な運用であるのに対して、垂井町においては、これとは別に垂井町税の徴収等の特例に関する条例を定め、個人住民税や固定資産税の期割においては、通常4回に分割し納付するところを10回に均等分割し、税目単位の毎月納付する金額を平準化し、低く設定することにより、住民の皆様における納税への負担感に配慮し、併せて分かりやすい納税環境を実現してきた経緯がございます。

また、御質問にもございました垂井町DX推進計画案の中の情報システムの標準化と共通化の取組につきましては、現行の基幹業務システムをガバメントクラウドの活用を原則とした標準システムによる利用形態に令和7年度までに移行するもので、システムの効率的な運用と維持管理コストの削減、行政サービスの効率化を実現する上で喫緊の課題であると認識しております。

これらシステム標準化が対象となる業務範囲は、個人住民税や固定資産税といった基幹税目も対象であり、令和5年中におきましては、総務省自治体システム等標準化検討会から当該システムの標準的機能や関連帳票等の仕様が示されたところでございます。

町税等の徴収方法につきましても、一般的な4期割徴収とは別に、これまでどおり垂井町独自の方法である10期割を設定する機能が、現段階で示されている税務システム標準仕様書に準拠し標準化対応した税務システムにおいても期割設定が柔軟に対応できる機能が実装されるか等、十分に検証し、総合的に判断してまいりたいと考えております。

今後、10期割徴収は引き続き導入されるのかにつきましては、最終的な機能仕様や業務プロセス評価を行った上で、問題・課題点を整理し判断することが重要であると認識しており、現段階においては未確定でございます。

また、当町の10期徴収による期割設定は、議員の御説明にもございましたとおり、住民負担を少なくした納税しやすい徴収方法であることも十分認識しており、昨今の普通徴収に加え、年金特別徴収や電子決済納付といった多様化する納税手段も視野に入れながら、住民と行政にとって最も適切な納税環境となるよう進めてまいりたいと考えております。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、大きい御質問の２点目、垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例についてお答えさせていただきます。

初めに、御質問の１点目、現在、垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の策定を進められておられ、パブリックコメントを行っているが、いつ条例化をし、いつ運用の予定かについてお答えさせていただきます。

この条例は、町が定める条例や規則において書面等で行うこととされている手続等について、オンラインによる手続等を可能とする通則的な条例となります。議員御案内のとおり、この条例の制定により、窓口のワンストップ化や役場窓口に来なくてもオンラインで手続ができるなど、申請方法が選択可能となります。

この条例案につきましては、先ほどの垂井町DX推進計画案と同様に、２月15日から３月14日までの間、パブリックコメントを実施したところでございます。今後、条例内容を確定いたしまして、早ければ６月議会において議案を提出してまいりたいと考えているところでございます。

次に、御質問の２点目、どのような業務のオンライン化を予定・想定しているのかについてお答えさせていただきます。

現状、国が法令で定める申請の手続等は、国の定める情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律によりオンラインによる手続等が可能となっております。本町が条例や規則で定める手続等については、この条例の制定によりオンラインで手続を行うことが可能になります。

オンライン化を想定している業務につきましては、議員にも触れていただいております令和６年度導入予定の公共施設予約管理システムを活用した業務がでございます。このシステムは、町民の皆様がスマートフォンやパソコンから24時間いつでもオンラインで公共施設の予約申請、使用料の納付などができるもので、岐阜県と８市町での共同調達により、令和７年１月の運用開始を予定しているところでございます。

このシステムの導入施設は、ワイワイプラザ垂井、文化会館、朝倉運動公園管理施設、学校開放体育施設、町体育施設を予定いたしております。

今後、垂井町DX推進計画に基づき、各課等で所管する条例や規則に基づく手続等についてオンライン化の検討を進め、順次拡大してまいりたいと考えております。この条例の制定により、手続等に係る住民の皆様の利便性の向上を図りますとともに、行政運営の簡素化、効率化を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） ４番 渡辺保彦君。

○４番（渡辺保彦君） どうも御答弁ありがとうございました。

第１点目のDX推進計画につきましては、計画を見ておりますと、令和６年から令和９年の４年間計画をされておるところでございまして、やはり進めるに当たっては、逐次そういった

ことを順番に進めていかなければならないということは重々承知しておりますので、そういったふうに進めていただきたいと思います。今のシステムの標準化・共通化におきまして、この計画の中で見ますと、事業費が令和6年度、令和7年度それぞれ1億円ずつの予算額、事業費が上がっております。これだけの金額が上がるということは仕方がないことだと思いますけれども、3年後にこれが導入され、実施されることになれば、財政的にも人的にも負担が軽減されるものと期待がしておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

また、10期徴収のほうにつきましては、これはクラウドコンピューティングという、インターネットの向こう側にソフトウェアシステムを構築して、全国の市町村がそのクラウドを利用して使うシステムですので、垂井町だけが特殊なこの徴収方法、10期徴収ができるかどうかということは非常にちょっと問題があるかなあということを考えております。垂井町独特の裁量がどこまで取れるのかということを今後検討していただいて、できるならば10期徴収を引き続き導入していただけるように検討していただきたいと思いますというふうに思います。

それから、2点目の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例につきましてですけれども、これはインターネットを通じてオンラインで申請ができるということで、今、マイナンバーカードが垂井町では83%の申請があって普及しているというふうにお聞きしておりますけれども、今まではマイナンバーカードの普及をしてきたということで、これからはそのマイナンバーカードを利用して役場の業務ができるというような方向に転換していくものと考えられます。今年、公共施設予約システムが導入されるということをお聞きしましたがけれども、引き続きいろいろなシステムが役場に行かなくてもオンラインで申請、事務処理ができるような、そういったシステム化をぜひとも進めていただきたいと思いますというふうにお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 9番 乾豊君。

〔9番 乾豊君登壇〕

○9番（乾 豊君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

まず1点目でございますが、役場職員の消防団への入団についてであります。2点目は、带状疱疹ワクチン接種の助成についてであります。以上2点について御質問をしたいと思います。

まず、1点目でございます。

役場職員の消防団への入団についてであります。消防団の団員数の減少と団員の高齢化が進んでいますけれども、この対応についてのお考えをお伺いしたいと思います。

平成14年10月25日、消防庁消防課長から各都道府県消防防災主管部長宛てに地方公共団体職員による入団促進についてとの通知を、平成19年1月には地方公務員の消防団への入団の促進についてとの通知を、平成22年2月には公務員の消防団への入団促進についてとの通知がそれぞれ発出されています。

地方公共団体の職員が消防団員になることは、地方公務員の規定による許可で入団が可能で

あり、消防団員不足の解消と、また地域とのパイプ役にもなり得ると思います。既に垂井町の消防団員の高齢化も進み、さらには団員の減少などせっぱ詰まっているこのような状況の中、町長が方向を示していただき、入団を呼びかけていただければと思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

また、総務省消防庁消防団員の確保方策等に関する検討会が平成30年1月に公表した消防団員の確保方策等に関する検討会の報告書によれば、消防団員の担い手不足について、多様な人材の活用に向けた工夫として、地方公務員のほかに、女性、消防職員のOB、消防団のOB、学生などの入団についても触れられています。昨今は、想定外と言われるくらいの災害も多く発生しており、地域密着した住民の安心と安全を守る消防団の重要性は高くなっていると思います。そこで、多様な人材確保策についても併せてお考えをお伺いしたいと思います。

続いて、2点目でございます。

带状疱疹ワクチンの接種の助成についてであります。

近年、带状疱疹に罹患する方が急増しているということで、予防についてはワクチン接種が有効であるということを知りました。

そこで、まず带状疱疹にかかったことがある患者数などのデータの把握はされておられるかお伺いしたいと思います。また、带状疱疹の予防についてはどのようなお考えなのかをお聞かせください。

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルスで起こる皮膚の病気で、体の左右どちらかの神経に沿って痛みを伴う赤い斑点と水膨れが多数集まって带状に生ずる病気です。通常、皮膚症状に先行して痛みが生じ、その後、皮膚症状が現れるとぴりぴりと刺すような痛みとなり、夜も眠れないほど激しい場合もあります。多くの場合、皮膚症状が収まると痛みも消えますが、神経の損傷によってその後も痛みが続くことがあり、これを带状疱疹後神経痛（PHN）と呼び、最も頻度の高い合併症が起こることもあるそうです。このPHNと呼ばれる合併症は、50歳以上で带状疱疹を発症した人のうち約2割の方がかかると言われ、带状疱疹の現れる部位によっては、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こすこともあり、怖い病気の一つとなっております。発症の原因は、加齢、ストレスなどによる免疫力が低下するということが主なものですが、糖尿病やがんの免疫力が低下する病気が原因になることもあるそうです。50歳代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われていています。しかし、この10年で20代から40代での発症率が急増しており、最近の疫学調査で明らかになり、問題視されています。

アメリカでは10年以上前から接種されているようですが、それでは日本ではワクチン接種が始まったのはいつ頃か、費用はどのくらい程度かかるのかをお伺いしたいと思います。

このような状況の中、予防につながるワクチン接種の有効性を認識すべきではないかと思いますが、それについてはどのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

また、带状疱疹ワクチンを接種することにより、予防効果と副作用はどのようなものをお

伺いたいと思います。

既に全国の298自治体では、ワクチン接種費用の助成を実施しております。岐阜県においても、14の自治体が既に助成をしております。西濃地域では、神戸町、輪之内町、大野町、池田町、揖斐川町は既に実施をしております。

ワクチンを接種することで、带状疱疹が予防でき、さらには健康寿命の延伸、医療費の削減にもつながると思います。ぜひ垂井町においても带状疱疹ワクチンの接種費用の助成を強くお願いしたいと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

以上2点につきまして御質問します。よろしくお願いをいたします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、大きい御質問の1点目、役場職員の消防団への入団についてお答えさせていただきます。

消防団につきましては、消防組織法第9条に規定する市町村の消防機関であり、その構成員である消防団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方で、そのほかに職業を持ちながら、自らの意思に基づく参加、いわゆるボランティアとしての性格を併せ持つものでございます。

垂井町消防団の定員は、垂井町消防団条例第3条で298名と規定されておりますが、令和5年度の消防団員数は253名で、充足率は84.9%となっております。年齢構成は、30代が最も多い144名と約半数を占めており、次いで40代が71名、20代が33名、60代が3名、50代が2名であり、全団員のうち40代以上の団員が30%を占めている状況でございます。就業形態は、被用者が219名で86.6%、自営業は19名、家族従業者は13名、その他2名となっております。そのうち、地方公務員は25名で、うち県職員2名、市町村職員は23名、市町村職員のうち垂井町役場職員は19名でございます。

人口減少、少子高齢化が進む中であって、消防団を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。このような中であっても、各分団においては団員確保に尽力をいただいております。また地域行事への参加などを通じて消防団に対する理解を深めていただく活動をしています。

町といたしましても、二十歳を祝う会で消防団員募集チラシを配布するなど、広報活動に取り組んでいるところでございます。しかし、入団者数については、被用者の割合の増加、家族やプライベートを優先するなど、若年層の価値観が変化していることや、共働き世帯の増加などにより減少傾向が進んでいます。このような状況の中であっても、火災対応や地震、風水害などの災害時においては、地区内の警戒や避難誘導、被災者の救助・救出等の業務を担っていただき、平常時においては、地域の防災訓練への参加、火災予防の啓発活動など、地域の安心・安全を守る組織として消防団の存在意義は不変であり、引き続き地域防災力の中核として消防団は継承されていかなければなりません。

垂井町行財政改革大綱第6次実施計画におきましては、消防団組織の見直しを取組項目に掲

げています。令和6年度には、その検討体制を構築し、消防団の在り方の検討を進めていきたいと考えております。その中で、議員御提案の役場職員や女性、消防職員のOB、消防団OB、学生など多様な人材確保策について、基本団員の充実を前提としながら、各団員の得意分野を生かせる機能別消防団員の創設についても検討してまいりたいと考えております。

災害が多発化、激甚化し、今後、大規模地震等の発生も危惧される中で、消防団員確保に向けた取組は不可欠でございます。多様な人材の活用に向けた工夫、消防団員の負担軽減を図るための活動の見直し等についても検討を行い、持続可能な地域防災力の一層の充実強化を図ってまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、乾議員の大きく2つ目の御質問、带状疱疹ワクチン接種の助成についてお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の御質問、患者数のデータの把握はしているのかについてでございます。

带状疱疹は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく届出対象疾患に含まれていないことから、国においても国内における患者数について把握されていない状況で、本町においても把握はできかねる状況でございます。ただし、限定された地域で実施された疫学調査では、带状疱疹の罹患者数は50歳代から増加し、70歳代がピークであると報告されています。

次に、2点目の御質問、带状疱疹の予防の考え方についてでございます。

ワクチン接種は予防の一つではございますが、带状疱疹は、体内に潜伏している水痘・带状疱疹ウイルスが加齢やストレス、疲れなど、免疫力が低下すると再び活動し始め、発症することから、免疫力を低下させないことが予防となります。具体的には、日頃からバランスのよい食事を取り、暴飲暴食をしないこと、十分な睡眠を取り、疲れたら休息すること、適度な運動を心がけること、ストレスはためず、解消することなど、正しい生活習慣の実践が予防となります。これは带状疱疹予防に限らず、健康の保持増進にもつながりますので、ぜひとも皆様お願いするところでございます。

次に、3点目の御質問、日本でワクチン接種が始まったのはいつ頃か、ワクチンの費用はどの程度かかるのかについてでございます。

現在、日本において承認されている带状疱疹ワクチンは2種類ございます。

1つ目は、乾燥弱毒生水痘ワクチンという生ワクチンです。以前から水痘の予防ワクチンとして使用されていたもので、平成28年3月に50歳以上の方の带状疱疹の予防としても追加承認されました。接種回数は1回で、費用は8,000円から1万円程度でございます。

2つ目は、平成30年3月に承認された乾燥組替え带状疱疹ワクチンという不活化ワクチンです。接種回数は2回で、費用は1回当たり2万円から2万5,000円程度でございます。

次に、4点目のワクチン接種の有効性の認識の考え方についてと5点目の予防効果と副作用

はどのようなものかについてでございます。

ワクチンを接種することで発症率を低減させ、また重症化を予防できることから、ワクチン接種は有効性があり、一定の効果があると認識しております。一方で、副反応につきましては、接種後に注射部位の痛みや腫れのほか、アナフィラキシーが起こる場合もあるとされております。

次に、6つ目の御質問、带状疱疹ワクチン接種費用の助成の考え方についてでございます。

予防接種には、予防接種法に基づく国が接種を勧奨している定期接種と予防接種法に基づかない任意接種があり、带状疱疹ワクチンは任意接種に位置づけられております。任意接種に位置づけられた予防接種は複数あり、その中のどの予防接種を助成対象とするのかなど、難しい問題であると考えております。

また、国の専門の委員会におきましては、平成28年6月から带状疱疹を定期接種で使用するものの是非に関する検討がされており、令和4年11月に開催された委員会では再度検討が必要だとされたことから、現在も調査研究が続けられているところでございます。定期接種化に向けた検討が進むことが望まれるところではございますが、今後の専門委員会の動向に注視しながら引き続き検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 9番 乾豊君。

○9番（乾 豊君） 御答弁ありがとうございました。

1つ目の消防団への入団でございます。

確かに言われるとおりでございます。今、見直しを検討するということでございますので、ぜひぜひ御検討いただきながら、前向きに実施していただけるようお願いをしたいというふうに思います。

それから、带状疱疹ワクチンのほうでございますが、任意のものでございますけれども、現にやっぱり町内においても苦しんでおられる方がたくさんおられますので、ぜひ何とか予算計上をしていただけるように御検討いただきたいと思います。いろいろ内容については非常にまだまだ研究をする余地があると思いますけれども、ぜひ何とか予算計上できるように前向きに御検討いただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（若山隆史君） しばらく休憩いたします。再開は10時40分といたします。

午前10時20分 休憩

午前10時40分 再開

○副議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

1番 江上裕子さん。

〔1番 江上裕子君登壇〕

○1番（江上裕子君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

今回は、垂井町の充実した子育て支援のマーケティング戦略についてお尋ねしたいと思います。

さて、垂井町は、令和6年2月17日にこどもまんなか応援サポーターへの就任を宣言しました。これは、こども家庭庁が提唱するこどもまんなか宣言の趣旨に共感・賛同して、その取組を応援する宣言です。また、垂井町は、これまでも子育てファーストタウンたるいの実現に向け、子供や子育て世代、これから子育てをする世代に手厚いサポート体制を整えてきた経緯がございます。このことをもう一歩大きく前に進めるためには、より多くの方の賛同が必要であると考えます。しかし、ここで1つ問題になるのは、子育て世代だけを応援しているように感じる方もあるということです。

ほかの世代のことはどう考えているのかという御意見を耳にすることがあります。例えば、私もそうですが、子育てが一段落し、まだ孫がいるわけではありません。多様化の時代に私の子供が結婚するとも限りません。このことから、自分にとってはかけ離れた施策のように感じることもあります。では、子育て支援は子育て世代以外の人のためにはならないのでしょうか。実際には違う部分もあると聞いています。

その一例についてお話ししますと、千葉県流山市では、人口増加率は2017年から2020年の4年連続で全国1位、千葉県内での合計特殊出生率は2019年、2020年と2年連続で1位です。人口及び子供の数が増え続けています。キャッチコピーは「母になるなら、流山市。父になるなら、流山市。」です。特に子育て支援に力を入れており、その中でも、特に共働き世帯のサポートに注力しています。テレビの街頭インタビューでは、シニア世代の方が最初このキャッチコピーを聞いたとき、子育て世代の応援なので自分たちには関係ないという印象を持たれたそうです。ところが、実際には、30代の共働きの世帯が増えたことにより、スーパーや医療機関が増え、シニア世代にとっても住みやすい町になったそうです。人口が増え、子供が増えるということは、実は町全体に活気や経済効果をもたらします。そこで、全ての世代に有効な施策であると考えます。

このことから、子育て支援をすることにより人口が増え、子供が増えることにより経済効果も期待され、結果的には全ての町民の皆様にとってよりよい垂井町にするための施策であると言えます。このことをお伝えする必要があると考えます。子育て世代だけを見ているのではなく、その先にあるビジョン、垂井町民の皆様の住みやすい垂井町を目指していること、その施策の一つが子育て支援であることを丁寧に御説明することがとても重要なことであると考えます。

そこで、1点目、子育て支援が子育て世代だけではなく、人口減少対策に寄与することにより、全ての世代にとって有効な施策であることを、ビジョンをお示しし、丁寧に説明する必要があると考えますが、その点についてお尋ねいたします。

次に、2点目ですが、垂井町の充実した子育て支援を広く知ってもらうためのマーケティング戦略についてお尋ねします。

垂井町は、何といたっても小学校、中学校の給食費の無償化を実現しており、18歳までの子供の医療費についても無料です。また、先般、私が12月議会で一般質問しました病児・病後児保育についても明るい兆しが見え始めていると感じています。

病児・病後児保育とは、お子様が病気、あるいはその回復期にあり、保護者の方が仕事などで保育できないときに、保護者に代わって専用の保育室で見るサービスのことです。

このように現在ある支援制度に加え、さらなる支援制度の充実に向けて取り組んでいると認識しております。さらにこのほかにも多くの子育て支援サービスが充実しています。しかしながら、このことがまだ全国的には周知されていないのが現状です。幾ら支援制度があっても知らなければサービスを受けることはできません。垂井町民の皆様には、垂井町のホームページや「広報たるい」によってある程度の周知はされていると思います。しかし、町内、町外問わずより多くの方に知ってもらうことが重要であると考えます。まずは垂井町というまちを知ってもらい、そして充実した子育て支援があることを知ってもらえれば、本町への移住定住を考えてもらう大きなきっかけになると考えます。

この点についても、千葉県流山市の例についてお話ししたいと思います。

千葉県流山市では、マーケティング課を設置しています。ここで市の知名度、イメージ、ブランド力向上のための専門のスタッフがマーケティング戦略を立て取り組んでいます。本町においても、これだけの充実した子育て支援の制度があることを、しっかりとマーケティング戦略を立て、アピールしていくことが重要であると考えます。このことにより、子育て世代の移住定住の促進ができると考えます。先ほど来申し上げており、移住定住の促進が進めば、子育て支援の施策が全ての世代にとって幸せを実感できる施策として実現できるものと考えます。

そこで、2点目、垂井町の知名度を上げ、充実した子育て支援を町内、町外に知ってもらうために、マーケティング戦略を立てアピールしていくべきであると考え、その点についてお尋ねいたします。

○副議長（広瀬隆博君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 江上議員の垂井町の充実した子育て支援のマーケティング戦略について、1点目の人口減少対策のビジョンを示してはどうかについてお答えをしたいと思います。

人口減少問題、とりわけ少子化でありますとか、若い世代の減少の影響につきましては、全ての世代に波及をいたし、地域コミュニティの維持や活性化を妨げ、労働者人口の減少により人や企業などの活動の低下を招くなど、経済社会基盤の維持に深刻な影響を与えるものでございます。したがって、少子化に伴います人口減少への対応につきましては、最も重要な課題であると考えております。

こうした状況の中、垂井町につきましては、令和5年の3月に策定いたしました垂井町第6次総合計画後期5年計画におきまして、持続可能で活力あるまちであり続けるために、3つ

の重点戦略を掲げております。御案内のとおりでございますけれども、そのうちの一つが若い世代や子育て世代に選ばれるまちづくりであり、令和5年度から子育てファーストタウンたるいを掲げ、少子化対策を軸とした切れ目のない子育て支援施策を積極的に推進してきたところでございます。

議員御指摘のとおり、これらの施策の充実によりまして若い世代の定住人口が増えることで、地域の経済でありますとか、コミュニティーの維持、発展につながることを期待されるところでございますけれども、全ての世代に関わってくる必要な施策であることにつきまして丁寧な説明を重ね、住民の皆様に理解を得ることが大変重要であると、議員の御指摘のとおりでございます。そのように認識をいたしております。人口減少を抑制するためには、子育て支援施策の推進という重点戦略に取り組むことが垂井町の目指す将来像につながることを理解していただけるよう、あらゆる視点から全ての世代に向けてのプロモーションに取り組み、より一層子育て支援を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、2点目のマーケティング戦略を立ててアピールしてはどうかについてお答えをしたいと思います。

私も、垂井町の子育て支援策を広く町内外にアピールすることにつきましては、非常に重要であると考えております。議員御紹介のとおり、先月の17日には、こども家庭庁が推し進める「こどもまんなか宣言」に賛同いたし、こどもまんなか応援サポーターへの就任を県内町村では一番に宣言をしたところでございます。私は、宣言の中で垂井町の子育てファーストにつながる取組を紹介するとともに、垂井町の皆様に対してより一層の子育て支援を展開する決意を表明いたしました。この宣言につきましては、広報のほか、新聞、テレビなどのマスメディアに広く情報を発信いたしましたので、垂井町の子育て支援について、町内外に広く知っていただけのきっかけの一つになったものと考えております。

さて、マーケティング戦略について調べてみました。企業活動において、商品やサービスがおのずから売れるような仕組みを構築すること、また具体的には、市場調査から商品開発、広告宣伝、販売促進まで全てのプロセスが含まれるとのことでございます。自治体に置き換えれば、選ばれるまちになる仕組みを構築することになるのではないかなあと思っております。

議員御紹介の千葉県流山市につきましては、キャッチコピーをうまく使い、首都圏の駅でデジタルサイネージなどを用いたプロモーションを行っておられます。実際に流山市に転入された子育ての世代の約5割の方が事前にこのプロモーションを知っているという結果が出ているようでもございます。流山市の事例は、地域の魅力を最大限に生かし、その地域に特化したブランド価値を高める、いわゆる地域ブランディングに力を入れておられまして、移住者が移住先に求めていることや若い世代の移住者が増加している要因を的確に捉え、かつ戦略的にブランドイメージを高める取組を継続された結果が定住人口の増加につながった、大変垂井町といえしまでも参考としたい事例でございます。

垂井町といたしましても、このような先進事例を積極的に取り入れながら、現在行っております移住者向けのパンフレットの作成、配布や移住相談、移住定住ウェブサイトによるPR活動に加えまして、より一層子育てのしやすさ、暮らしやすさを前面に打ち出したプロモーションに努めてまいりたいと考えております。さらに、選ばれるまち、選ばれ続けるまちになる仕組みづくりを職員と共に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（広瀬隆博君） 1 番 江上裕子さん。

○1 番（江上裕子君） ただいま町長のほうから先進事例も積極的に取り入れながら取り組んでいかれるという前向きな御答弁を頂戴しました。

子育て支援が子育て世代を含む全ての世代にとってよい施策として実現していくためには、例えばなんですけれども、兵庫県明石市というところがございまして、こちらのほうでは公共施設の入場料を無償化したりしております。それは高校生までで、天文科学館なんですけれども、これが垂井町には当てはまることはないですけれども、垂井町独自の、垂井町ならではの地域のサービス、そういったものがございましたら、またこの奥行きが広がるのではないかなと思うんですが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○副議長（広瀬隆博君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 江上議員の再質問にお答えをしたいと思います。現在、行財政改革の大綱によって逐次検討しておる最中でございますけれども、垂井町は、これまで子育てに係る、例えばスポーツで申しますと少年団でありますとか、小・中学校を主体にした事業につきましては、施設使用料等々を免除しておるといったようなことを、これはあまり公共の電波を使って偉そうなことを言える立場にないかも分かりませんが、そういった取扱いで手厚くしてきたのも事実でございます。これは、特色と言っていいかどうかは別にいたしまして、非常に保護者の方々にも負担のかからない政策として位置づけて今日までやってまいりましたので、そういったことで、一部、表佐にございます風呂の提供料、高齢者の風呂につきましては数百円徴収しておるという以外は、ほぼ子供たちの政策に係ることは全て免除した取扱いにしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○副議長（広瀬隆博君） 1 番 江上裕子さん。

○1 番（江上裕子君） 既に垂井町がそのような施策をやっているということをお聞きして本当に安心しましたし、ありがたいことだなというふうに感じました。

そして、もう一つお伝えしたいことは、この子育て施策をやっていくに当たって、この子育て世代の方、またはそれを取り巻く環境の方々の御意見を取り入れていくのがいいと思われるんですけれども、例えば子育て世代の方がこういうことを言いたいなあとと思っても、結構勇気が要るんですね、お伝えすることが。ですので、例えばそういった方々が気楽に話せるような場、そういったのを持っていただけるとありがたいなと思うんですが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○副議長（広瀬隆博君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 御提言ありがとうございます。

私も同感でございまして、各町内に公立、私立含めて7つのこども園があるわけですが、こども園に関わらず、機会を利用して、中学生でありますとか、それから二十歳を祝う会のメンバーの連中等と毎年意見交換をするようにしております。ただ、あまりにも年齢的なギャップがあると私の前で非常に言いにくいといったようなこともございましょうから、時にはジュースであったりとかお菓子であったりとかということも、別のものを提供する中で、フランクにやっていただけるような、私もあまりこういった服装で出たりすると違和感があったりするといけませんから、今後におきましては、そういった会合のときにも、皆さんに、住民の方々、保護者の方々に近い服装も少し心がけるのも必要かなとも思いますし、どれだけ意見を出していただけるかということが肝腎でございまして、これからお互いに、討論ではなしに意見として、お互いに相手の言い分を認め合うという関係性が非常に重要な時代でございまして、その中から、よりよい、さらなる発展につながるような意見をどれだけ取り入れていくかということにかかってくると思います。したがって、御指摘のとおりでございまして、あらゆる機会でその時間を利用して、関われる会合があれば、少しでも顔を出して皆さんとお話できる場を設けていきたいなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○副議長（広瀬隆博君） 1番 江上裕子さん。

○1番（江上裕子君） 今の御答弁のほう、頂戴しました。

やっぱり若い世代ですと、ちょっと敷居が高いというか、そういった場所でも、やっぱり町長のほうから歩み寄って聞いてくださるということですので、本当に安心いたしました。そして、この施策が子育て世代を含む全ての世代にとってよい施策になることを思って、私の一般質問を終わります。

○副議長（広瀬隆博君） 12番 中村ひとみさん。

〔12番 中村ひとみ君登壇〕

○12番（中村ひとみ君） 中村ひとみでございまして。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき、質問を始めさせていただきます。

まず1点目、AED使用促進について伺います。

私は、これまでAEDの設置の在り方、屋外の設置や24時間使用可能の確保など、幾度となく提案を重ねてまいりました。また、本町におきましても、公共、民間の各施設にAEDの設置が進んできているようではあります。そのことを踏まえて伺います。

まず1点目、本町施設の屋外設置、もしくは24時間使用可能なAEDの現在の配置状況について伺います。

令和元年5月に発表された京都大学等の研究グループのレポートによりますと、全国の学校の校内で心肺停止となった児童・生徒232人について、救急隊が到着する前にAEDパッドが

装着されたかどうか調査したところ、小学生と中学生では男女に大きな差はありませんでしたが、高校生になると大きな男女差が出ているという実態が報告されております。男性では83.2%、女性では55.6%のことでした。現場に居合わせた方が女性の服を脱がせることに抵抗を感じ、使用率に男女の差が生じるのではないかと同研究グループでは分析をしております。

倒れた人が女性の場合は、男性の場合と比べてAEDが使われにくいという結果が報告されております。理由として、助けたとしてもセクハラと訴えられかねない、相手の女性が不快感を示さないという保証はないなどでした。その点に関して、日本AED財団の顧問を務める武蔵野大学の樋口特任教授は、AEDを使用することで民事責任を問われることはないとコメントされております。勇気を出して倒れた人の命を助けようとした方々が不利益を被らないようにする必要があります。

そこで、2点目として、女性に配慮したAEDの使用について提案させていただきます。

女性に対してAEDを使用する際に、服を脱がすなどプライバシー保護ができないことを要因としてAEDの使用をちゅうちょする場合があることから、傷病者のプライバシーに配慮しつつ、胸骨圧迫をする部位やAEDパッドを貼る場所が心肺蘇生を実施する人に分かりやすく表示されているAEDシートというものがあります。

和歌山県の熊野高校では、AEDを使用する際に患者の胸部が周囲に見えないよう覆うこのAEDシートを生徒が自ら独自に作成しております。また、埼玉県越谷市では三角巾をAED内に備えるなどの工夫をしている団体などの先例がありますが、全国的に見るとまだこの部分の対応については取組が進んでいない状況でしたが、昨年度に入り、岩手県花巻市、茨城県取手市でも、傷病者のプライバシーに配慮するため、市内に設置しているAEDボックス全111台にそれぞれ三角巾を1枚配備しました。三角巾は、AEDを用いた救急活動の際、傷病者の胸部を覆うように使用するものです。

県内でも同様の取組が始まりました。そこで、本町においても、女性に配慮し、操作する人がためらわずに使用できる工夫をすべきだと考えますが、今後の対応について、担当部局の考えをお聞かせください。

続きまして、学校施設の老朽化対策、防災機能強化の推進についてお伺いいたします。

昨年4月26日福岡県北九州市、10月17日に埼玉県久喜市において、学校施設の老朽化に起因する外壁の落下事故が発生しました。いずれの校舎も築40年以上経過していて、老朽化が進んでいる状況でした。老朽化した学校施設で外壁が落下する事故が相次いでおり、今後重大な事故につながるおそれも否めない状況となっています。さらに、能登半島地震においても、多くの学校施設が地域住民の命を守るための避難所となっております。外壁落下防止や体育館のエアコン設置等、学校施設の老朽化対策、防災機能強化は、早期に対処しなければならない重要な課題であります。

久喜市の事故を受けて、文科省は、緊急点検として建築基準法第12条に基づく調査点検により要改善箇所を把握、さらに12月には法令等に基づく専門家による点検の適切な実施、日常的

な点検等で異常を発見した場合には専門家に相談する等、学校施設の維持管理の徹底を図る旨、全国の教育委員会へ通知いたしました。

学校施設の老朽化対策や防災機能強化の課題を多くの自治体が抱えているのが現状であります。そこで1点目、老朽化対策として、町内の学校施設の築年数や建築基準法第12条に基づく調査点検の状況と、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策で令和7年までの修繕や改修の計画をお示しください。

2点目、体育館の空調整備、特に自家発電等バックアップ電源について、現在、町内での公立学校で避難所となり得る体育館等の空調設備の設置状況としては進んでいない状況であります。平時は児童・生徒のため、あるいは地域コミュニティの拠点としての施設ということが前提となりますが、昨今の気候変動で夏は猛暑となる等、空調整備の必要性が高まっています。さらに、避難所となる体育館の空調設備の整備が被災者の方々の命を守るためにも非常に重要で、早期に整備を進めていくことを検討すべき時期に入っていると思われまます。

また、災害時には電気やガス等が遮断されることが想定されることから、防災機能の強化の一つとして、自家発電等バックアップ電源の整備をしていくことが必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

続きまして、最後になります。視覚障がい者のための音声コードの利用促進、視覚障がい者の情報取得について質問をさせていただきます。

全ての障がい者が障がいの有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行されました。ところが、今でも視覚障がい者にとっては、情報の取得や利用に多くの苦労があります。

内閣府のホームページにも以下のように記載されております。

視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく多くの方は主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報に変換して活字文書読上装置を使って音声化する方法があります、と。事実、視覚障がい者は、自宅に届く郵便物などは補助ボランティアに代読をしてもらうか、文字コード情報を変換して読み上げ装置やアプリで開いています。

視覚障がいの手帳を持っている人のうち、点字が読める人はわずか1割、他の疾病や高齢者など、文字が読みづらい人は160万人との報告もあります。

音声コードというのは、紙媒体に記載された印刷情報をデジタル情報に変える二次元のバーコードです。その中に文字情報を記録できます。印刷物に音声コードがついている場合は、紙媒体の端に切り欠きと呼ばれる半円の穴がついているため、視覚障がい者はそこを指で触れば音声コードの場所が分かります。

例えば、代表的な一例として、選挙の投票所入場券。自治体から封書で届きますが、ほとんどの自治体が発送するこの封書には音声コードがついていません。このため、何の封書か分か

らないために誤って捨ててしまうことだってあるわけです。もう一例、最近の重要な例では、ワクチン接種券も同様です。

そこで、まずせめて国や地方自治体などから送られる公的な通知文書や広報など印刷物、また年金、医療、各種保険などのお知らせ、公共料金の通知書類などには音声コードの記載が必須です。また、封書の場合は、封書の表書きに音声コードがついていても、肝腎の封書の中の紙媒体に音声コードがついていない場合は、内容が理解できません。全ての障がい者が障がいの有無によって分け隔てられることなく、情報の取得やその利用、意思疎通ができる社会の実現を目指した法整備も整っているわけですので、早野町長、我が町から町民に送付される公的な通知については、この音声コードの普及を早急に進めるよう関係部署に指示すべきだと思いますが、町長いかがでしょうか。

以上3点にわたっての私の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（広瀬隆博君） 消防主任 廣瀬太佳夫君。

〔消防主任 廣瀬太佳夫君登壇〕

○消防主任（廣瀬太佳夫君） それでは、中村議員からの大きい御質問の1点目、AEDの使用促進についてのうち、1点目、本町施設の屋外設置、もしくは24時間使用可能なAEDの配置状況についてお答えさせていただきます。

現在、本町施設のAEDの設置状況は、各小・中学校や各地区まちづくりセンターなど35施設に37台を設置しております。そのうち、屋外設置、もしくは24時間使用可能なAEDは、13施設に14台を設置しております。

続きまして、2点目の女性に配慮したAEDの使用についてお答えさせていただきます。

救急救命の一端を担う消防機関には、心肺蘇生法を普及させる責務があり、教育現場だけでなく、事業所、各種団体等、住民に広く普及するため、積極的に講習会を開催しております。開催回数について、令和5年1月から令和5年12月までの期間で計44回、延べ952人の方に講習を実施しております。

講習会は、国の示したカリキュラムに沿って実施しており、この指針の中には、女性と男性の性差の違いによるAEDの使用方法の区別はありません。理由としまして、医学的に正確な処置を求めるためだと考えられます。死に瀕している人に対し、電気ショックが1分遅れるごとに救命率は10%ずつ低下すると言われておりますので、心肺機能停止への応急手当は一分一秒を争い、傷病者が女性であってもためらわず、すぐさまAEDを使った処置を行うことの大切さを指導しております。それと同時に、プライバシーの保護の観点から、男性、女性、LGBTQ問わずに、救援者へ毛布や目隠しになるシートなどを依頼することや、除細動のパッドは素肌に貼りますが、服を全て脱がせる必要はなく、下着をずらして貼ることで対応できること、またパッドを貼った後、その上から服などをかけて肌を隠すようにしてもAEDの機能に影響はないことなどを付け加えて指導しております。

議員御指摘のとおり、京都大学等の研究グループから高校生以上になると大きな男女差が出

ているとの報告がなされ、女性の服を脱がすことへの抵抗感からAEDの使用率に男女差が生じているのではないかと分析されています。不破消防管内の現状事案では、女性等の装着率が低いというデータはありませんが、潜在的には性差が生じていると考えられますので、女性等に配慮したAEDの使用方法があることを広く周知し、性別等に関係なくAEDを使用できるよう、さらにAEDの使用に対する心理的抵抗感を軽減できるような対策を検討し、早急に整えたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（広瀬隆博君） 教育次長 小川裕司君。

〔教育次長兼学校教育課長 小川裕司君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 私からは、中村議員の2つ目の御質問、学校施設の老朽化対策、防災機能強化の促進について、学校施設を管理する立場からお答えをさせていただきます。

まず1点目、老朽化対策についてお答えをさせていただきます。

学校施設の築年数でございますが、一番古い建物は昭和41年に建築した府中小学校の校舎、一番新しい建物は平成8年に建築した不破中学校の北舎となっており、ほとんどの学校施設が建築から30年から50年が経過しております。

次に、建築基準法第12条に基づく調査点検の状況についてでございますが、この12条の調査は、国、県及び建築主事を置く市町村が所有または管理する建築物が対象となり、安全上、防火上または衛生上特に重要であるものについて、これらの建築物の構造や建築設備など、国土交通省令で定めるところにより、定期に建築物調査員資格者証の交付を受けている者などにその状況を調査させ、その結果を特定行政庁に報告しなければならないと義務づけています。

本町の学校施設につきましては、この12条に基づく調査報告の義務が対象となる建築物ではありませんが、児童・生徒が安心して学校生活が行えるよう、小・中学校を3つのグループに分け、毎年3校ずつ検査を実施しております。今年度は、宮代小学校、岩手小学校、北中学校の3校で実施したところ、緊急かつ重要な問題は確認されませんでした。

なお、調査時において修繕等の対応が求められた事項につきましては、迅速に現場を確認し、早急に対応しているところでございます。

また、各小・中学校におきましては、12条調査のほかに、月に1度、教職員等による施設の安全点検を実施しております。点検において破損箇所等を確認した場合は、速やかに町教育委員会へ報告することとし、また平時においても学校施設において異常を確認した場合は、同様の体制を整えているところです。一方で、大規模改修や長寿命化改修工事などの学校施設の整備につきましては、大きな予算と時間が必要となりますことから、今後の修繕や改修の計画につきましては、町の公共施設個別施設計画を踏まえ、全体的なバランスを考慮しつつ、財源の確保も含めた中で計画的に執行してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

2点目の御質問、体育館の空調整備、自家発電等バックアップ電源の整備についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、能登半島地震による被災地の状況からも、災害時における避難所の機能強化は大変重要な取組の一つであると認識しております。一方、学校施設の整備につきましては、1点目の御質問でもお答えをさせていただいたとおり、建物の老朽化に伴う計画的な改修、更新と併せて、児童・生徒が日常的に使用するトイレの洋式化や照明器具のLED化など、教育環境の質の向上、改善に取り組んでいきたいと考えております。

議員御提案の小・中学校体育館への空調設備の設置、自家発電等バックアップ電源の整備につきましては、引き続き学校施設の整備を進めていく中での課題の一つとして位置づけてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（広瀬隆博君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、大きい御質問の2点目、学校施設の老朽化対策、防災機能強化の促進についてのうち、2点目の体育館の空調設備、自家発電等バックアップ電源について、企画調整課が所管いたします防災機能強化の観点からお答えさせていただきます。

本町では、令和4年3月31日に改訂いたしました垂井町地域防災計画において、各小・中学校を災害時の指定避難所、指定緊急避難場所として指定し、体育館を避難所として活用してまいります。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、現在も被災された多くの方々が体育館などでの避難生活を続けられておられます。本町からも輪島市の鳳至小学校体育館、鳳来保育所、鳳至公民館の3つの避難所の支援にこれまでに6名の職員を派遣してまいりました。派遣した職員からは、体育館避難所での寒さ対策としてジェットヒーター等の暖房器具を使用していたとの報告を受けており、改めて避難所生活での空調設備の必要性や避難生活が長期となる場合の環境改善対策が大変重要であると認識したところでございます。

平成24年6月に東日本大震災を踏まえて災害対策基本法が一部改正され、国が避難所、避難者への支援を中心に、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するプッシュ型支援を行う体制が整備されております。近年の災害においても、この体制により、熱中症対策に必要なスポットクーラーなどの冷房機器設置の支援が実施されているところでございます。

本町といたしましては、緊急時にはこのような制度を有効に活用いたしますとともに、発災直後に最低限必要となる物資の備蓄を優先的に進めているところでございます。

体育館での避難所環境の整備に当たっては、避難収容人員を想定したパーティションと折り畳みベッドの配備を進めております。

停電時の自家発電等バックアップ電源につきましては、各地区の防災用資機材倉庫に備蓄品として発電機を配備いたしております。加えて、各種団体との災害応援協定により、発電機な

どの資機材の提供を受け、電源を確保する対策を講じているところでございます。

今後も災害時に避難所で必要となる設備を検討し、避難所機能の充実強化を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（広瀬隆博君） 健康福祉課長 酒井明美さん。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 中村議員の大きく3つ目の御質問、視覚障がい者のための音声コードの利用促進についてお答えさせていただきます。

特定非営利活動法人日本視覚障がい情報普及支援協会が開発された音声コードUni-Voiceは、議員からも御紹介がありましたとおり、文字情報を二次元コードに変換するものです。専用ソフトによりテキストデータを二次元コード化し、切手サイズで約800文字を記録することができます。その音声コードを活字文書読み上げ装置、またはスマートフォンにインストールした専用アプリによって読み取らせると、情報が音声で読み上げられ、情報を得ることができることから、視覚障がい者への情報伝達手段として活用が進められています。岐阜県でもこの取組が進められており、令和5年12月27日付で、各市町村に対して音声コードの活用についての依頼文書が発出されたところでございます。参考までに、県では岐阜県障がい者福祉の手引冊子やぎふ清流おもいやり駐車場チラシなどに活用されております。

議員から、この一般質問に当たり、資料としてある自治体の音声コードについて御紹介がございましたので、その自治体にお尋ねしたところ、現在、各文書に音声コードを印字しているわけではなく、自治体から発送する封筒に音声コードを印字しているとのことでした。また、その音声コードの内容については、その封筒が自治体から発送したものであるとの御案内だとお答えをいただきました。

県からの文書によると、音声コードの活用にあたっては、協会に使用許諾の申請を行い、許諾されれば作成ソフトが無償で提供されます。しかしながら、音声コード作成にあたっては、印字された文書を音声コードに変換することはできないため、音声コード作成ソフトに音声コードで伝えたい内容を入力した後、音声コードを作成することになります。伝えたい内容が違えばその内容ごとに音声コードを作成し、そのコードをそれぞれの文書に印字するという作業が必要になってきます。町から発送する文書は、各課、各業務で異なりますし、その文書ごとに、またお一人お一人の文書に音声コードを印字することは大変難しいと考えます。

また、音声コードにはルールがあり、音声コードの印字位置や音声コードの位置を特定する切り欠き加工についても細かく指定をされており、特に切り欠きは専門性が高く、職員が簡単にできるものではないため、委託が必要だということでございます。こういったことから、現時点では個人宛ての文書に音声コードを印字することは難しいと考えております。しかしながら、音声コードにつきましては、視覚障がい者への情報伝達手段としては有益であると考えますので、まずは県の活用事例を参考にしながら調査研究をしてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（広瀬隆博君） 12番 中村ひとみさん。

○12番（中村ひとみ君） 各課、御答弁大変にありがとうございました。

AEDを使用する際に三角巾があれば、胸部を覆ってAEDを使用できる上に、また止血とか手足の固定などの応急手当にも役立つという観点から、町民の安心・安全につながるので、ぜひとも設置のほうをお願いしたいと思います。

また、今、音声コードの利用促進についても答弁がございました。なかなか難しいとは思いますが、やはり障がいの有無によって分け隔てがないことが重要だと思いますので、その社会の実現を目指すためにも、またいろいろな市町の取組なども参考にさせていただいて、早期に設置していただけることを願います。

再質問といたしましては、2点目の学校施設の老朽化対策、防災機能強化の促進についてですが、体育館の空調におきましては、多くの同僚議員、また前回の議会におきましても先輩議員が提案をされているところでございます。文科省としても国土強靱化5か年加速化対策の取組の推進中でありますので、国の支援メニューを活用していただいて、空調や、またバックアップ電源、トイレ洋式化などを計画していただけるということで理解させていただきました。

そこで、国として令和5年6月に国土強靱化基本法を改正し、今後の方針となる国土強靱化実施中期計画を法定化したことを受けて、令和7年度以降も引き続き学校施設の老朽化対策を推進できるということになりました。その際、先ほど答弁がありました外壁落下防止対策を含めた老朽化対策を進めるべきであると思います。その理由として、垂井町における老朽化対策の計画がある中で、外壁の改修のみを実施することは計画に影響があり、困難と思われます。もう一つの理由としては、文科省から発出される注意喚起や維持管理の徹底などは教育委員会にとどまってしまいがちなというので、具体的な対策に反映しにくい現状があるのではないかなというふうに推察するのですが、これに対して、国土強靱化中期計画の中にその外壁落下防止対策を位置づけることによって、現場の対応として、首長部局もしっかりと関わるができると思うのですが、その点を町長に確認させていただきたいと思います。お願いします。

○副議長（広瀬隆博君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 国土強靱化の更新で令和7年度まで延長されたというお話でございました。これはまさしくそのとおりでございまして、実はこのメニューを使うに当たりましては、私ども、教育委員会部局と査定等々も同席しながらやっておるわけでございますが、文科省、これも非常に言いにくいことなんです、国が単価基準というのを持っておりまして、それが市町村が設計するだけよりも高い場合はありがたいんですが、逆なんです。例えば体育館の空調を入れるに当たりまして、これは補助をもらえるということできたいところなんです、これはまたあんまりそう言い過ぎますと、岐阜県下でも入れてみえるまちがありますので、ただ、今次長からも御答弁申し上げましたとおり、それよりももう少し児童・生徒に直接関わるトイレの環境でありますとかということをしっかりとやった上でないと、CO₂の削減の問題もございまして、9つある体育館の中に全て空調というわけに、一足飛びにいかない

事情もございますので、御理解いただきたいと思いますし、決して教育委員会、おまえのところで勝手にやれということじゃなしに、技術部署を持っております建設所管も、それから産業の技術担当の職員も、それぞれ箱物、それからハード事業に対しましては、教育委員会部局のほうへ必ず入って協議せよということを私も指示しておりますので、決してほったらかしにしてあるもんやで、このハード的な計画の立案に怠りがあるのではないかという御心配はないということで御理解いただければ幸いです。よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（広瀬隆博君） 12番 中村ひとみさん。

○12番（中村ひとみ君） ありがとうございます。今の町長の御答弁を聞いて安心しました。

しっかりと協力の下で町民の安心・安全のために努力されることを願いまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（広瀬隆博君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分です。

午前11時38分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

5番 小宅宏君。

〔5番 小宅宏君登壇〕

○5番（小宅 宏君） 5番 小宅宏です。

議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問を開始させていただきます。

一般質問1. 能登半島地震を踏まえ、体育館に空調設置を。

今、学校体育館への空調設置が児童・生徒の熱中症対策や避難所の環境改善の観点から急務となっています。昨年の夏は、平均気温が1898年の統計開始以来、最高を記録する猛暑となりました。また、頻発している豪雨災害や、元旦に最大震度7の大地震が北陸地方を襲った能登半島地震など、災害時は学校体育館が避難所となっていることから環境改善が求められています。

今定例会は、2024年度予算を確定する大変重要な定例会ではありますが、残念ながら今教育予算にはこの予算は計上されませんでした。ぜひとも2025年度教育予算策定の際には優先順位のトップに上げていただき、災害に強い垂井町を築くために予算計上を強く求めます。

1. 体育館空調設置、僅か15%。

初めに、学校体育館への空調設置に関する文科省調査を見ますと、公立の小・中学校等の体育館に対する空調設置状況は全国で僅か15.3%です。内訳は、小・中学校が11.9%、幼稚園が84.8%、高等学校が8.1%、特別支援学校28.9%です。小・中学校11.9%について、都道府県別に見ると、設置率5%未満が32道府県を占めます。5%から10%未満が8県、そのうち岐阜県は7.8%です。10%以上は7都府県で、東京都が82.1%と突出をしています。

2番目、空調設置に対する財政措置。空調設置を促す事務連絡。

体育館等に対する空調設置は15.3%と全国的には緒に就いたばかりです。これを受けて、政府は2023年7月31日付で、避難所における空調設備の設置等についてとする事務連絡を内閣府、総務省、消防庁、文科省の連名で都道府県の防災担当・教育委員会宛てに発出しています。

事務連絡の内容は、改正気候変動適応法に基づいて、熱中症対策実行計画が23年5月に閣議決定されたことを受けて、避難所での熱中症対策として空調設備の設置を求めています。特に、指定避難場所に指定されることの多い公立学校施設については、防災部局と教育委員会部局が連携して積極的に検討することが必要だと指摘しています。

そして、空調設備の設置に活用できる学校施設環境改善交付金と緊急防災・減災事業債を紹介しています。

学校施設環境改善交付金プラス地方債の場合。文科省の学校施設改善交付金は、学校体育館の空調設置経費の2分の1を補助する国庫補助です。通常3分の1のところ、遅れている体育館の空調は3年間に限り（2023年から2025年度）引き上げています。文科省は、交付に際し断熱要件はありますが、断熱率などの基準は特に設けていませんとしています。

補助率、体育館の空調の場合、2分の1（2025年度まで。通常は3分の1）。

対象校は、公立小・中学校、特別支援学校、幼稚園など。

対象工事費、下限額400万円から上限額7,000万円まで。

工事内容、空調（冷暖房設備）の設置（工事を伴う新設・更新）の経費。

断熱要件は、断熱性があることを要件とする。断熱性確保のための工事費用も補助対象、さらに防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を地方負担分に充てることができます。

財政措置、充当率100%。元利償還金に対する交付税措置率50%。実質地方負担は25%で行えます。

事業期間は2025年度までです。

この措置は、2024年、2025年に限られ、2中学校、7小学校の本町の体育館の空調設置の際の総費用を算定してくださることを強く求めます。

一般質問2. 申請しやすい就学援助制度を。

就学援助制度は、憲法第26条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」の保障を目的とした制度。学校教育法第19条で、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と規定されており、学用品や修学旅行費、入学準備金などを自治体と国が援助します。

対象者、生活保護を受給している（要保護者）。2番目、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる（準要保護者）家庭。2については、生活保護基準の1.3倍、住民税非課税世帯など、市町村によって複数の基準を定めています。要保護者に対しては、国が2分の1を補助しますが、準要保護者への支援は各市町村が単独で実施しています。

2022年度に就学援助を受給した児童・生徒は全国で約125万人で、援助率は13.9%となり、

10年連続減少をしています。本町では、小学生38人、3.0%、中学生28人、3.7%が受給しています。

本町では、就学援助を申請する際に、民生委員の所見と印鑑が必要となっています。適用基準に合う家庭がプライバシーを知られるおそれから申請をためらうケースがあります。岐阜県下では、全市が民生委員の所見と印鑑を削除しました。最後に残っていました大垣市でも、民生委員にアンケートを行い、必要なしと判断され、昨年12月よりなしで実施されております。西濃地方の町村では、池田町が2021年よりなしで実施されており、神戸町でもなしで実施されます。ぜひ申請しやすい就学援助制度にするために、民生委員の所見と印鑑の削除を求めます。ぜひアンケートを民生委員、適用基準家庭に実施いただき、判断されるよう強く求めます。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、大きい御質問の1点目、能登半島地震を踏まえ、体育館に空調設置をについて、企画調整課が所管いたします防災の観点からお答えさせていただきます。

議員御案内のとおり、垂井町地域防災計画において、各小・中学校を災害時の指定避難所・指定緊急避難場所として指定し、体育館を避難所として活用してまいります。避難が長期かつ大規模になった場合、避難所の暑さや寒さが避難された方に対してさらにストレスをかけることとなります。先ほども御紹介させていただきました輪島市の避難所に派遣した職員の報告からも、改めて避難生活が長期となる場合の環境改善対策が大変重要であると認識したところでございます。

本町といたしましては、避難所の熱中症対策として、国の制度を有効に活用したスポットクーラーなどの空調設備の設置に努めますとともに、災害発災直後に必要となる物資の備蓄を優先的に進めてまいりたいと考えております。今後も避難所機能の充実強化を図ってまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

〔教育次長兼学校教育課長 小川裕司君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 私からは、小宅議員からの御質問、能登半島地震を踏まえ、体育館への空調の設置と、申請しやすい就学援助制度について、教育委員会の立場からお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の体育館への空調設備の設置についてでございます。

この件につきましては、さきの12月議会定例町議会一般質問において同様の御質問をいただいているところでございます。答弁の内容につきましては、記録的な猛暑、熱中症対策など、児童・生徒及び教職員の体調管理に考慮した学校の環境づくりが重要である。学校の体育館は、子供たちの学習や学校生活の場としての役割、夜間や休日の生涯スポーツとしての役割、災害時において避難所施設としての役割があり、空調設備の設置の必要性は認識している。

一方で、体育館の空調設備の設置は断熱改修工事も併せて行う必要があり、大きな費用負担が生じるとともに、設置後の電気代など維持管理費が増大するなどの課題がある。

垂井町では、学校施設のほとんどが建築後30年から50年が経過しており、校舎の長寿命化改修事業を進めていく必要がある。また、トイレの洋式化、照明器具のLED化にも取り組む必要がある。体育館への空調設備の設置については、優先順位を検討しながら、学校施設の全体の整備計画の中での課題として捉えていくとしております。

垂井町では、今回の能登半島地震に係ります被災地への支援として、避難所支援業務や罹災証明発行業務など、これまで町職員11名を派遣してまいりました。教育委員会からも、学校教育課職員1名が輪島市へ、2月20日から2月27日までの8日間、市内の保育所において備蓄品の管理、食事の提供、施設の清掃など避難所支援業務に従事してまいりました。避難者の多くが高齢者であり、身の回りのお世話やトイレの掃除などを支援する中で、様々な課題にも直面したとの報告を受けております。

また、近接する避難所となっている小学校体育館の訪問時には、倒壊したブロック塀や陥没した道路に気をつけながらの移動、学校到着後も隆起した廊下や傾斜した児童の昇降口、また避難者が生活する体育館には備蓄品が高く積まれ保管されるなど、被災地や避難所の現状を実感したそうです。

避難者が生活する体育館には、空調設備は常設されておらず、搬入されたジェットヒーターや石油ストーブ等で暖を取られてみえましたが、震災から2か月ほど経過したこともあり、避難生活の環境にも少しずつ慣れてきている状況であったと聞いております。

議員御指摘の学校施設への空調設備の設置につきましては、引き続き学校施設に係る全体の整備計画の中での課題の一つとして捉えてまいりますが、今回の能登半島地震の発生を受け、防災所管課である企画調整課と情報共有を行い、連携しながら検証を行いますとともに、事業効果や必要となる費用の算定を行うなど、調査研究に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、2つ目の申請しやすい就学援助制度についてお答えをさせていただきます。

就学援助制度につきましては、町教育委員会が規定します学齢児童生徒就学奨励規則に基づき、経済的理由のため就学困難な学齢児童及び生徒の就学を奨励することを目的としております。

奨励金の額につきましては、毎年度予算の定めるところにより、学年や家庭の事情等を考慮し、教育委員会が定めています。

制度の対象者は、町内に居住し、町立小学校・中学校に在学する学齢児童・生徒の保護者または入学予定者の保護者で、生活保護法による扶助を受けていない者としております。

申請手続についてですが、奨励金の交付を受けようとする保護者は、学齢児童及び生徒の在学する学校長に申出を行い、学校長は所見を記入し、教育委員会に提出。また、入学を予定する者の保護者は教育委員会に提出することとしており、垂井町では保護者が直接、民生委員の

所見と印鑑をもらわなくとも、学校長に申請することができる方法で手続を行っております。

教育委員会は、学校または入学予定者の保護者から提出された申請書により、当該学齢児童・生徒が居住する地区の担当民生委員に所見を伺い、その後、家族構成、世帯収入額などを確認後、認定の可否について教育委員会に諮り、最終判断を行っております。この一連の流れの中で、民生委員さんによっては、所見を記入される場合において、保護者宅を訪問し、プライバシーに配慮しながら世帯に寄り添った身近な相談相手としてお話を伺うこともあるようですが、教育委員会としては、保護者の申請時の負担軽減やプライバシー保護のため、保護者が直接民生委員を訪ね、所見や印鑑をいただくことは求めておりません。

就学援助制度につきましては、現行の手続の中で保護者から不安を持たれることのないよう、引き続き検証しながら行いますとともに、今後はこの制度を広く周知するため、手続や対象となる世帯など、町ホームページにおいて紹介してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 5番 小宅宏君。

○5番（小宅 宏君） まず、1番目の件ですが、体育館に空調設置をとということの質問ですけど、児童・生徒の命と健康を守るため、また住民の災害時の避難場所としての環境改善を実行するための緊急性、重大性を考え、2024年度補正予算を組むべきだと思いますが、どうお考えですか。それだけ町長にお尋ねします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 小宅議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先ほど、所管の次長のほうから御回答申し上げたところでございますが、町長としての見解をとということでございます。

空調につきましては、確かに小宅議員がおっしゃるとおり、2025年の国の制度を活用して少しでもやったらどうじゃというお話でございますが、先ほど来、教育委員会の次長の担当のほうからも申し上げておりますとおり、学校生活における、まだまだ施設が老朽化しておるところもございまして、その手前で改善・改修する案件がまだまだたくさんございます。トイレの和式から洋式に替えるといったようなものも、個人の住宅と同じでございまして、水回りは非常に多額な、膨大な手間と費用もかかるわけでございますが、日常毎日使うようなところをまずは優先的に手がけたいということでございます。

したがって、決して命をむげにするようなことでやらないわけではございません。それぞれの多くある課題の優先順位の中から、教育委員会としてもそちらのほうを優先しながら整備していきたいということで御回答申し上げておるところでございます。

あわせて私のほうからは、エネルギーの省エネの促進の立場から、非常に体積の大きい部屋の体育館の中を暖める、冷やすといったようなことは、非常にエネルギーを使うことが想定されるわけでございますが、それぞれ県内の各市町でも一部には導入をされている情報も入ってきておりますが、我が垂井町、今気象の変動で全国的に、飛騨であろうが、高山であろうが、

異常な温度になるという昨今でございますので、一概には申し上げられませんが、比較的まだ垂井町も森林の役割がございまして、緑の樹木による反射の熱の空中に占めるところも少なからず、大都市と言われる東京都内とは少し温度も、多少なりともやや快適に過ごせるような位置に属したまちでございますので、まずは環境整備のほうに力を入れて整備していくということでございますので、御理解のほどお願いをしたいと思います。

また、エネルギーにつきましては、今年度の予算でも、庁舎内にございました急速充電器の入替え等々、片方では市町村に省エネ率を100%にするといった大きな国のお題目がございますので、決してそちらのほうもおろそかにするわけにはまいりません。ワイワイプラザにも太陽光のパネルを設置するなど、そのエネルギー消費を少しでも減らすのを片方で講じておる昨今でございますので、何とぞ御理解いただきたいと思います。

○議長（若山隆史君） 5番 小宅宏君。

○5番（小宅 宏君） 今の回答ですけれども、やはり私自身としては、最優先の課題に上げるべきだと考えます。

もう一点あります。2番目の申請しやすい就学援助制度ということで、現行、生活保護世帯申請、住民税非課税世帯申請、児童扶養手当申請には、民生委員の所見と印鑑がなしで実施されているのに、なぜ就学援助制度申請だけが必要なのか、その理由をお尋ねいたします。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 小宅議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

就学奨励制度につきましては、これまでも直接ではございませんけれども、民生委員さんの所見と印鑑をもらってまいりました。現在、令和6年度のその手続を行っているところで、民生委員さんにもこの件について数名の方にお尋ねをいたしました。そうしたところ、やはりそういった情報を得ることによって見守りができるというような御意見もいただいております。また、申請者の方につきましても、そういった民生委員さんの印鑑についての御意見も今のところはもらっていない状況でございます。

他の制度につきましては、そういうことを省略したところもあると聞いております。また、議員の御提案の中にもございましたように、他市町ではそういったものを省略したと聞いております。一方で、ある町村でございますけれども、そういった議論の中で省略をしようとして取り組んだところ、民生委員さんからの強い御意見で、やはりこの印鑑、それから所見については継続して続けていくといった対応をしている町村もあるところでございます。

今、先ほども申し上げましたけれども、プライバシー等を配慮しながら、この制度につきましては御意見等もお聞きしながら、現行の制度については維持していく考えでおりますけれども、申請者に対してやはり心配の声が聞かれる場合については、その場合、方向性については再度検証しながら進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 5番 小宅宏君。

○5番（小宅 宏君） 2番目の申請しやすい就学援助制度にお答えいただきました。

総括的に言います。今の時代、地域で誰が民生委員なのかも分からない時代に、面識のない人に自らの世帯の困窮状況をさらけ出さなければならないこと自体、重大な人権問題だと考えます。申請後も民生委員がどこまでその困窮世帯のことを気にかけてくれるかは未知数です。

ぜひ就学援助制度申請の際の民生委員の所見と印鑑が必要の項の削除を求めまして、これで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 11番 藤埴理君。

〔11番 藤埴理君登壇〕

○11番（藤埴 理君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして私の一般質問を行います。

スマートシティ、コンパクトシティ、この2つのワードは、最近ではよく聞かれるようになってきています。何よりも人口減少を踏まえた新たなまちづくりにとって重要なキーワードとなる考え方だと思っております。

スマートシティは、ICTの活用により町民の暮らしを支える一つの考え方だと言われています。まさに今、垂井町が2024年度から進めていく垂井町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に大きく関係してきます。このDX推進計画の位置づけとして、デジタルの力を活用し、本町の社会問題の解決や垂井町の魅力の向上の取組を加速化・進化させることによって、第3期垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略を実現するための重要な計画となっています。垂井町の未来を切り開くためにも、DX推進計画は大きな鍵を握っております。

DX推進計画に示されている進行管理の中には、PDCAサイクルとOODA（ウーダ）ループの考え方が掲載されております。これらの考え方に基づく進行管理の柔軟な見直しとともに、今後の展望を見据えた垂井町の将来像を明らかにしていく必要があるように思います。そのためには、DXに特化した人材育成は欠かすことができない条件になってくると感じております。本計画の中にも掲げている人材育成をどのように進めていくのかが大きな鍵となりますが、この計画の中では具体的には示されていないように感じております。

また、町民に向けたワンストップデジタル窓口の開設と、庁舎内の情報システムの共通化による業務改善は、今後の計画進行の先に明るいデジタル社会の到来を感じさせてくれます。

その一方で、この計画の中では、各事業の細部にわたっては今後の取組における事業の予算化があまりされておらず、デジタル化に伴うシステム導入のための費用や、その後の保守費用等も記載がないところがあります。現段階における予算化は不可能であることを考慮しても、財源を含めた予算化に向けた概要は行政としてしっかりと把握しておかなければならないと思います。

DX推進計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略は互いに関連していることから、将来人口を見据えたまちの在り方を導き出さなければならないと思います。およそ20年後の2045年の人

口推計値は、垂井町による推計値 2 万 1,627 人、公的機関の推計値 1 万 9,307 人では、その差が 2,320 人の開きがございます。あらゆる施策を講じて算出された垂井町の推計値ですので、この場で議論はいたしません。人口減少を見据えたまちづくりを考える上においては、今後どのように捉えていくべきなのでしょう。そのためにコンパクトシティの考え方も取り入れていかなければならないと感じています。

将来的には、土地利用を郊外へ広げるのではなく、市街化内の活性化を図っていかなければならないと感じております。垂井町全体をコンパクトシティ化すると考えれば、垂井駅周辺の再開発を含めたまちづくりが本来必要となってくることは間違いございません。

しかしながら、町内全体を一極化すれば、これまでの各地区にある集落では、より一層人口減少、人口流出してしまう可能性があります。では、このような結果にならない考え方を模索していかなければなりません。

各地区の集落内の空き家や空き地を増やさないようにするために、集落内で暮らしやすい環境に整備する必要があります。集落近郊へ土地利用を広げるのではなく、集落内の土地活用の在り方をもう一度考え直さなければなりません。

集落内の道路は狭く、車両通行の利便性の悪さを指摘する声が聞こえてきます。それを解決することができたら、集落内から出ることをちゅうちょする人や、町外へ出た人がこの地に戻る選択をする人も増えていくのではないかと考えております。とはいっても、短期的に道路幅を拡張できるとは思えません。

そこで、私個人の見解ですが、その方策を考えてみました。空き地となっている道路面に思いやりゾーンと称した待避可能な場所をつくることはいかがでしょうか。道路幅の狭い集落内にあっても、お互いに道を譲り合うことができれば車両の通行に支障を来しません。若い世帯の移住定住やUターンによる 2 世帯型の暮らし方も可能となるのではないかと考えます。

少子化問題が簡単に解決できる方法はないと思っております。今こそ昔のような 2 世帯型の暮らしをもう一度見直してみる時期に来ていると思えてなりません。そういう私自身も高齢者だけの世帯でありますので、離れて暮らす家族と共に暮らす環境は何かと考えてみたときに、垂井町で暮らすメリットを増やすしかないと思えます。

垂井町長が推奨する子育てファーストも重要であります。その一方で、高齢者の住みやすい環境も重要となってきます。これまで暮らしてきた垂井町が一番住みやすいのは間違いありませんが、車を持たなくなった生活となった高齢者は垂井町を住みやすいとは思われたいと思います。公共交通が十分とは言えない垂井町では、今後 2 世帯型の暮らしを推奨できる垂井町にしなければならぬと感じております。

第 6 次総合計画も、今回取り上げたまち・ひと・しごと創生総合戦略、DX 推進計画も全て重要な計画・指針ではありますが、分かりやすい言葉や絵で描くことができる夢として発信することが必要となってきたのかかもしれません。

そこで、以下の質問をいたします。

1. D X推進計画にあるデジタル活用できる人材育成をどのように進めていくのか。
 2. D Xを推進した先にあるスマートシティをどのように捉えているのか。また、どのような方向性を持って進めていくのか。
 3. 都市計画の観点から、コンパクトシティをどのように捉えて、現状に即して進めるべきなのか。
 4. 町長の描く垂井町の未来は何か。
- 以上、お尋ねをいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 藤壇議員の4番目の質問でございますけれども、町長の描く未来像は何かということについて、私のほうからお答えしたいと思います。

第6次総合計画の将来像と、現在策定を進めております第3期の垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略のまちの地域ビジョンでございますけれども、これは「ひととまちが輝く地域共創都市～さらなるやさしさと活気を求めて～」としておるところでございます。これは議員も御承知のことかと思っておりますけれども、本町の未来像というふうに一言で言い表すならば、これに当たるというふうにお答えをするところでございますが、この総合計画と総合戦略では、垂井町にとっては最大の課題は、いずれも人口減少への対応だというふうに思っております。その課題に対応すべく、重点戦略としてこれまでも何回も申し上げておりますとおり、若い世代や子育て世代に選ばれるまちづくり、1つはD Xの推進による便利で快適なまちづくり、1つは次代に引き継ぐ持続可能なまちづくり、この3つを位置づけておるところでございます。

今後、人口減少によりまして、職員の数についても減少が想定されるわけでございますが、必要な行政サービスを維持していくための有効な手段として、これまでも全国各地でも進められておりますD Xの推進があるわけでございますが、一方、スマートシティの取組につながるものではないかなと。それも一つのスマートシティの取組につながるものというふうに理解をしております。加えて、この取組でございますけれども、住民の利便性でありますとか、幸福度、ウェルビーイングでございますが、その向上を図って、ひいては人口減少の抑制に少しでもつながるものと考えております。

また、スマートシティ、コンパクトシティの取組での諸課題の全てが解決するものではございませんが、総合計画、総合戦略で掲げます、いわゆる7つのテーマ別の戦略を打つことで、様々な分野の政策と一体となって初めて目指すべき将来像が実現されるのではないかなと、そういうふうに思っております。

今後とも、人口減少を最小限に抑えるための分野別の横断的な施策を着実に推進するとともに、人口減少に適応した持続可能なまちづくりに取り組んでまいりますので、何とぞ御理解賜りますようお願いを申し上げます。

そのほかの御質問につきましては、それぞれ所管の方から回答申し上げますので、よろしく

お願いいたします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、スマートシティ、コンパクトシティについての御質問のうち、1点目と2点目についてお答えさせていただきます。

初めに、御質問の1点目、DX推進計画にあるデジタル活用できる人材育成をどのように進めていくのかについてお答えさせていただきます。

議員からも触れていただいておりますとおり、第3期垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）の重点戦略、DXの推進による便利で快適なまちづくりの具体的取組の実施計画として、現在垂井町DX推進計画の策定を進めております。その計画期間は、令和6年度から令和9年度の4年間といたしております。

この垂井町DX推進計画では、各事業の今後の取組スケジュールとして、事業ごとの事業費や財源の見込金額について記載し、計画期間の大枠の事業費と取組スケジュールの見通しを立てているところでございます。

DXの推進体制につきましては、最高情報統括責任者であるCIOを副町長、それを補佐するCIO補佐官を企画調整課長と民間のデジタル専門人材に位置づけております。このデジタル専門人材は、今年度、政府のデジタル専門人材派遣制度を活用し、現在複数の民間企業とマッチング協議を進めているところでございます。

民間企業からは、本町の最も重要なDXの取組は業務の主管課と担当者の協力が不可欠だとして、トップを含めた職員研修が重要であると提言されております。職員一人一人が積極的にDXによる業務改善を推進していくという意識の醸成が必要になります。来年度から、デジタル専門人材を活用した研修を計画的かつ効果的に実施し、庁舎内のデジタル人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、DX推進の先にあるスマートシティをどのように捉えていくのかについてお答えさせていただきます。

政府は、スマートシティをICTの新技术を活用しつつ、計画・整備・管理・運営等のマネジメントの高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける持続可能な都市や地域であり、Society5.0の先行的な実現の場と定義しています。

具体的には、災害の情報をリアルタイムで取得・発信し、迅速な避難・復旧を実現したり、キャッシュレス社会を実現し、取引をデジタルで完結させたりなど、分野横断的に様々なデータを取得・利活用することによる総合的なサービスの向上や、産官学、町民に関わることによる新たな枠組みによる課題解決が期待できるとしています。

本町では、垂井町DX推進計画に掲げる施策を着実に推進し、その取組が結果としてスマートシティの取組につながるものと考えております。今後もスマートシティを視野に入れたDXの取組を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、藤塚議員の御質問のうち、1点目のD X推進計画にある人材育成をどのように進めていくのかにつきまして、職員研修を所管しております総務課の立場からお答えをいたします。

議員御指摘の垂井町D X推進計画（案）にもございますとおり、デジタルに対応できる人材の育成は重要な取組であり、そのための研修の企画や参加などは積極的に進める必要があるものと認識いたしております。

そこで、D X推進に関係のある職員研修でございますが、昨年度、令和4年度におきましては、市町村研修センターが開催をいたしました、データ分析活用に関する研修に職員4名が参加をし、本年度におきましては、同様の研修に6名が、またD X関連の研修に5名の職員が参加しております。さらに本年度、令和5年度でございますが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして実施することができなかった職員の先進地視察研修を再開いたしました。本年度は、課長補佐または係長級、それから主査級、主任級の職員4名で1つのグループを構成し、計8名が2つのグループに分かれてましたが、いずれのグループもデジタル人材あるいはD X推進をテーマに設定をし、昨年11月に先進地への視察研修を実施をいたしております。視察研修のメンバーに選出された職員が意欲を持ち、自分たちでD Xに関わるテーマを決め、視察先や研修内容を計画し、視察に出向き、本町との比較、見直しを行い、今後の展望を立て、その成果を報告をするといった一連の過程は、D Xの推進という視点のみならず、町の組織としても非常に意義のある取組であったと考えておるところでございます。

今後につきましては、垂井町D X推進計画（案）、第6次垂井町行財政改革のD Xの推進に関する取組項目なども踏まえ、D X推進計画に基づき、企画調整課はじめ関係課とも連携をしながら研修・講座などの取組を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 都市計画課長 衣斐浩一君。

〔都市計画課長 衣斐浩一君登壇〕

○都市計画課長（衣斐浩一君） 私からは、藤塚議員の御質問のスマートシティ、コンパクトシティについての御質問のうち、都市計画の観点からコンパクトシティをどう捉えているのかについてお答えをさせていただきます。

現在、国におきましては、生活機能や居住機能を集約し、人口の集積を図る都市のコンパクト化と併せて、公共交通ネットワークの再構築により、中心拠点と各生活拠点を利便性の高い公共交通で結びつける、いわゆるネットワーク型のコンパクトシティを推進をしております。

本町におきましても、垂井町都市計画マスタープランに基づきまして、コンパクトシティ＋ネットワークの都市構造を目指した取組を現在進めております。

まず、コンパクトの部分につきましては、町の中心部でありますJ R垂井駅周辺におきまし

て、店舗や事務所などの商業施設、住宅の誘導を促進し、庁舎周辺におきましては、産業を誘導するとともに、公共施設の集約化・複合化に取り組みながら、都市機能の拠点にふさわしい土地利用を目指してまいります。

次に、ネットワークの部分につきましては、近隣市町を結ぶ幹線道路や、町内7つの地域を結ぶ生活道路の整備方針を定めるとともに、JR垂井駅を拠点とした巡回バスなどによる、誰もが利用しやすい地域公共交通ネットワークの形成を図ることといたしております。

さて、議員御提言の市街化区域の活性化や空き家・空き地対策などを図りながら、本町で暮らすメリットを増やしていったらどうかという点につきましては、都市計画課における現在の取組を少し述べさせていただきます。

都市計画課におきましては、町長の施政方針にもございましたとおり、都市計画の3本柱であります土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業を強力に推し進めることによりまして、都市再生による好循環の実現に向けた取組を現在進めております。

まず、土地利用におきましては、まちの拠点であります庁舎周辺の市街化区域を拡大し、都市機能の集積に向けた取組を進めているところでございます。

また、空き地対策におきましては、市街化区域の空き地を対象とした空き地バンクを新年度新たに創設し、低未利用土地の利活用を促進し、快適な住環境の整備に向けた取組を進めてまいります。そのほか、岩手、栗原両地域の市街化調整区域におきまして、地区計画などを活用したまちづくりの取組を地域と共に進めているところでございます。

次に、都市施設の整備におきましては、朝倉運動公園などの都市公園を子供から高齢者までの全世代の憩いと健康づくり、にぎわいを提供できる場となりますよう整備を進めてまいります。

次に、市街地開発事業におきましては、市街化区域の低未利用土地の利活用を図るため、小規模な区画の再編・活用を行う区画整理、いわゆる柔らかい区画整理を行うことによりまして、市街地を面的に再生し、まちづくりを進めることにつながるものであります。現在、府中清水地区におきまして、土地区画整理事業の事業化に向けまして、地権者や地元関係者の皆様と協議を進めているところでございます。このような取組は、本町の最大の課題であります人口減少・少子化対策におけるゲームチェンジャー、流れを変える一手になり得ると考えております。

また、コンパクトシティの考え方は、よく間違っただけで解釈されている場合がございます。一極集中全ての人口の集約や強制的な集約を行うものではございません。地域の特徴や歴史的な成り立ちを考慮した複数の拠点、本町でいいますと7つの地域を地域公共交通でネットワークを形成することによりまして、都市の持続性のある発展を目指すものであります。

このようなことから、本町といたしましては、コンパクトシティ＋ネットワークを推進するため、都市全体の構造を見渡しながら、居住機能や医療・福祉・商業などの都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進するため、都市計画マスタープランの高度化版であります立地適正化計画の策定を検討するとともに、都市再生による好

循環を実現してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 11番 藤埴理君。

○11番（藤埴 理君） 御答弁ありがとうございました。

課長3人から丁寧な説明をしていただき、分かりやすく説明されたというふうに理解をしています。

ただし、ここから1つ、町長のほうに御質問をしたいことが、今各課長が述べられたようなDX、それから都市計画の観点からのコンパクトシティ、これらをやはりもう少し分かりやすく発信していただきたいなということを非常に強く感じております。常に各総合計画であるとかマスタープランなんか、概略版は出ているんですね。しかし、あれを見て本当に分かるのかと言われると、なかなか難しい。で、何が必要なのかと言われると、言葉よりもイラストであったり、分かりやすい絵であったり、そんなものをやはり活用していただいて、もうダイジェストなチラシのような感覚といたらいいんですかね、分からないですけども、そんなようなものを作成していただいて、これからの垂井町のまちづくりはこうしていくんだよと町民の皆さんにお伝えいただけるような形のものをつくっていただけたらありがたいなと思うし、そのためには当然町民の皆さんの協力をいただかなければならない。これは協働という、いわゆるまちづくりの基本の部分につながってくるというふうに思いますので、その辺のことを町長はどうお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 藤埴議員の再質問にお答えしたいと思います。

まさしく議員おっしゃっていただいたように、少し外への出し方が広報という媒体に頼り過ぎて、その中に全部放り込むというような嫌いが少し私自身も感じておるところでございます。ただ毎月1回ずつ広報にしますと、事実上、取材と編集を入れても僅か2週間切るぐらいのスケジューリングでやるということもございますので、その配属のことも含めて、今後ちょっと移行していかないかなというのは感じております。

どうやって住民に伝わるかということをしっかりやらないと、議会の皆さんと行政だけでぐるぐるぐる回しておっては効果は出てまいりませんので、せっかく協働という言葉をおっしゃっていただきました。まさしくそのとおりでございます。住民の理解を得ながら前へ前進していくということが最も大切。

たくさん人がおるときには予算もありましたので、そのままやっていくということは可能でございましたが、これまで参画していらっしやらなかった住民の力を借りながら前へ進めるしか方策は今後残っておりませんので、それがために子供たちが安心して学校に行けるような環境でありますとかということ全てに関わってくる大きな課題でございますので、外に分かりやすいような発信を、まだ当初予算にはひょっとして見てなかったら、また議会のほうでお願いするかも分かりませんが、少々お金をかけても分かりやすいところに視点を当てていきたいな

というふうに思っております。

なお、土地利用とかハード関係につきましては、所有者の地主さんとの兼ね合いがございますので、あまりそう議会とやり取りしておるやつを表へばんばん出したら、そんなことは我々は聞いていないということにもなりますので、外に発信する内容につきましては十分研究・検討しながらやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（若山隆史君） 11番 藤埴理君。

○11番（藤埴 理君） ありがとうございます。

力強いお言葉だというふうに思っております。ただ、もう一つは、町内だけの発信だけでとどまっては、先ほどのDXの中にもありましたけれども、やっぱり外への発信をしっかりと行っていかなければならないというふうに思いますので、その辺について、副町長、何かこのDXのトップっぽい雰囲気でお活躍をしていただけるというふうに思っておりますので、何かその辺についてあれば、よろしく願いしたいと思います。

○議長（若山隆史君） 副町長 藤塚康孝君。

○副町長（藤塚康孝君） 今再質問をいただきまして、DXのトップをやらせていただくことになっております。先ほど来、町長、担当課長がいろいろと申しておりますとおり、この深刻な人口減少、職員もそうなんですけれども、減少が想定される中で、持続可能な行政運営を持続していくための有効な手段といたしまして、このDXの推進があると考えておるところでございます。

垂井町DX推進計画には、様々な課題の解決のためのDXの施策を掲げておるところでございます。最も重要な施策につきましては、先ほどもお話ございましたとおり、人材育成であるということで今考えておるところでございます。来年度は、トップをはじめ課長らに管理職を含めた職員の意識の醸成ということで、研修を計画させていただいておりますので、それらを十分に活用しながら人材育成を進めていきたいというふうに思っておりますので、DXに関しましてはそうように思っておりますので、御理解を願いたいというふうに思います。よろしく願いします。

○議長（若山隆史君） 11番 藤埴理君。

○11番（藤埴 理君） ありがとうございます。

とにかくやはり対外的にどう発信するかというのは非常に大きな課題だと思いますので、今言ったことをちゃんと実践していただけるようによろしく願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） 3番 水野忠宗君。

〔3番 水野忠宗君登壇〕

○3番（水野忠宗君） 議長からの許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からは2点でございますが、まず大きく1点目ですね。垂井町史についてお伺いしたいと思います。

町では、平成2年7月に垂井町史を全面改訂することとし、刊行委員会、平成2年10月には垂井町史執筆委員会、その12月には垂井町史編集委員会が開催され、その後幾度か会議を重ねられ、平成6年11月には、垂井町史改訂事業のうち、史料編（1巻）を刊行されました。この史料編では、垂井町に関わる貴重な史料を各時代別（古代、近世、近代、現代）と項目別に編集されたもので、A5版、布クロス製本、金箔押し、ケース付、本文1,152ページのもので、価格4,000円で役場会計窓口や、当時の中央公民館や、文化会館・タルイピアセンターで販売をされていました。

また、垂井町史・通史編（1巻）は、平成8年3月に史料編を基に垂井町の歴史などを時代別（原始、古代等）と項目別（自然、文化財、人物、宗教、民俗）に編集しており、写真が豊富に入れてあり、非常に読みやすくなっているものです。通史編は、A5版、布クロス製本、金箔押し、ケース付で、口絵12ページ、本文1,170ページで価格4,000円でございます。

さて、私はこの垂井町史・史料編及び通史編についてたまたまネット検索をしたところ、古本として価格が掲示されているのに気がつきました。現在、垂井町の在庫はどれくらいあるのだろうか、垂井町の歴史が理解できる垂井町史が歴史の中に埋もれて忘れ去られているのではないかと考えました。

発刊には、刊行委員会、編集委員会などの様々な人が関わり発刊されたものと考えています。この垂井町史について、垂井町の歴史に興味のある方のお手元に置いていただきたいと思いますと思っています。

また、発刊から約30年が経過し、垂井町の歴史的あるいは文化的な新たな発見もあるものと思います。後世にしっかりと垂井町の歴史を引き継ぐことは、現代に生きる私たちの責務だと思うのです。

そこで、3点について質問をさせていただきます。

1点目、現在販売中の垂井町史・史料編及び通史編、準備から刊行までの経過や経費について、また販売数はどれほどですか。

2点目、現在の在庫数、在庫の取扱いについて、また今後の対応についてどうお考えなのか。

3点目、今後、刊行以後の新たな発見や史料に伴う、垂井町史・史料編及び通史編以降の改訂版等の検討はあるのですか。また、どのように後世に引き継いでいくべきかのお考えをお聞かせください。

次に、大きく2点目でございます。少子化対策として、同窓会開催支援についてでございます。

岡山県が2024年度の予算案に、少子化対策として同窓会の開催支援を盛り込まれました。出会いや結婚のきっかけにしてほしいとの狙いがあるようでございます。この支援は、同窓会を開催する人に県が直接半額を補助するのではなく、同窓会の開催を市町村が補助、ただし、補

助される同窓会の制度は市町村により異なりますが、市町村が補助した分の半分を県が補助するというものです。

この制度の評価は様々でございますが、同県だけではなく、全国各地でUターンを念頭に同窓会への補助がなされている自治体があります。同窓会は卒業生たちが集まり、交流を深めることができる大切な場です。また、共通の思い出があると話も弾みやすく、また違う仕事と違う人生についてみんなが同窓会で集まることでいい気づきとなり、出会いや結婚のきっかけになると考えているようです。同窓会は開催に費用がかかるため、自治体や教育委員会が支援するための補助金を交付しているようです。

さて、町長は、令和6年度施政方針の中に、少子化対策を推進し、安全・安心で子供たちが暮らしやすいまちづくりを行う、若い世代や子育て世代に選ばれる「子育てファーストタウンたるい」を目指すと説明されました。

そこで、私からの提案でございます。

少子化対策として、若い世代の出会いや結婚のきっかけづくりのための支援をしてはどうかということでございます。

そこで、2点について質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目、垂井町においては、このような補助金制度はございませんが、昨年、垂井町・垂井町商工会青年部が主催されました、二十歳から40歳の未婚の男女、ただし男子は垂井町在住または在勤の方による「垂井deあい」が開催されたところです。その実績をどのように評価されているのかお伺いしたいと思います。

2点目、少子化対策として、住民主体で開催される同窓会を支援するための補助金について、垂井町も考えてはいかがでしょうか。

以上、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（若山隆史君） 生涯学習課長 桑原和弘君。

〔生涯学習課長 桑原和弘君登壇〕

○生涯学習課長（桑原和弘君） 私からは、水野議員の1つ目の御質問、垂井町史につきましてお答えいたします。

1点目、垂井町史の準備から刊行までの経緯や経費、また販売数につきましてお答えいたします。

垂井町史は、明治100年を記念して、昭和43年に史料編、昭和44年に通史編を刊行いたしました。その後、道路網の整備や産業・経済の発展、新しい資料の発見がありましたことから、平成元年に議員御指摘の垂井町合併40周年を機に新修垂井町史の刊行が計画されたところでございます。この町史は、できる限り前の町史との重複を避けるとともに、現代や民俗の分野の充実が図られ、町の歴史・文化を普及させ、薫り高い地域文化の創造に資するため作成されたものでございます。平成6年に史料編、平成8年に通史編をそれぞれ3,000部刊行いたしました。

作成経費といたしまして、平成2年度から平成7年度までの間、町史編集委員会への委託料、町史刊行に携わっていただきました委員や資料提供者への謝礼、町史編さんに関わる専門の臨時職員の賃金や町史の印刷製本費など、4,000万円以上を費やしました。

こうして作成いたしました町史ですが、現在までのところ、通史編につきましては930冊、史料編につきましては911冊販売してきたところでございます。

2点目、現在の在庫数や在庫の取扱いにつきましてお答えいたします。

先ほど申し上げました販売冊数に加え、近隣並びに関係市町などへの寄贈も行い、現在の在庫数は、通史編が1,643冊、史料編が1,662冊、合わせて3,305冊となっております。また、これらの在庫を価格4,000円で販売いたしますと、通史編で657万2,000円、史料編で664万8,000円、合わせて1,322万円となります。

在庫の取扱いと今後の対応につきましてお答えいたします。

これまでもホームページや広報、企画展などでの史料紹介などを行う機会を捉え、積極的に購入について働きかけてまいりました。近年は、年間を通して数冊販売し、また若干数ですが、大学等関係機関からの寄贈の依頼に応じているところでございます。こうした状況の中で全ての在庫を販売することは現実的には難しく、また刊行から30年ほどが経過し、一部の在庫に劣化が見られるものもあることから、今後の対応については十分検討してまいりたいと考えております。

3点目、垂井町史の改訂版等の検討、またどのように後世に引き継いでいくべきかにつきましてお答えいたします。

新修垂井町史の刊行以降、美濃国府跡や美濃国分尼寺などの発掘調査、国指定文化財である南宮大社や真禅院の建物修理、また中世城館や古代・中世寺院跡、近代和風建築物の調査などが行われ、新たな文化財の発見につながっております。現在も美濃国府跡公有地化事業や菩提山城跡総合調査事業を行っており、今後新たな発見が期待されているところでございます。

新修垂井町史の刊行から30年ほどが経過しておりますが、町史の刊行につきましては、扱う資料や刊行に携わる方々、刊行に至るまでの期間や経費などを考えますと一大事業でありますので、町の歴史や文化財について新たな発見も加え、一定の成果がまとまりました段階で検討してまいりたいと考えております。

垂井町の歴史を後世に引き継いでいくことは、現代に生きる私たちの責務であるという議員の強いお考えは私どもも同じであります。現在は、垂井町の歴史を身近に感じていただく企画展の開催や図録の発行など、歴史文化等継承事業を推進してまいりたいと考えております。

また、日頃から、まちづくり出前講座として、学芸員による歴史講座などで積極的に垂井町の歴史や文化財を紹介していく中で、後世へと引き継いでいけるよう取り組んでいるところでございます。子供たちには、小・中学校との連携を図りながら、タルイピアセンターの資料や実物に触れるなどの体験を通し、垂井町の歴史や文化のすばらしさを伝えていくよう今後も取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、大きい御質問の２点目、少子化対策としての同窓会の開催支援についてお答えさせていただきます。

初めに、御質問の１点目、「垂井d e あい」の実績をどのように評価されているのかについてお答えさせていただきます。

出会いの場創出事業として開催いたしました「垂井d e あい」は、議員御案内のとおり、垂井町商工会青年部と垂井町の共催により、令和５年10月28日に町内の飲食店で開催いたしました。男女各８名の定員に対し、男性16名、女性10名の応募がありましたことから、抽選により参加者を選定して実施いたしました。参加者は食事をしながら趣味の話などで交流を深めた後、オリジナルのお茶づくりを体験するなど楽しいひとときを過ごしていただきました。その結果、参加者の半分である４組のカップルが誕生し、大きな成果があったと考えております。令和６年度においても、商工会と共催して事業を実施していく予定といたしております。

次に、御質問の２点目、少子化対策として、住民主体で開催される同窓会を支援するための補助金について、垂井町も考えてみてはどうですかについてお答えさせていただきます。

同窓会開催支援については、議員御案内のとおり、他の自治体でも実施されているところがございます。その支援の条件の例といたしましては、町内の飲食店や宿泊施設を利用すること、参加者の年齢は二十歳から40歳未満であること、男女混合で10人以上で開催し、そのうちおおむね３分の１以上が独身であること。このような条件に補助金を交付し、結婚につなげるといった施策でございます。

また、同窓会を通じて、垂井町での生活、子育ては楽しいという友人の姿を町内外の独身の同級生たちに見てもらふことも必要だと考えております。そのためには子育て環境の充実を図ることが大変重要になります。

議員御提案の住民主体で開催される同窓会を支援するための補助金につきましては、出会いや結婚のきっかけづくりの施策として今後検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） ３番 水野忠宗君。

○３番（水野忠宗君） 生涯学習課の垂井町史につきまして、細かく説明いただきましてありがとうございます。

再度、私どももそうでしたけれども、この町史につきましてどれだけの経費がかかったかというところを改めて感じたところでございます。逆に申しますと、在庫を少しでも減らしていくようなことを今後少しでも積極的にやっていただきたいなというふうに思います。

再質問ではございませんけれども、ぜひ１冊でもこの町史を販売につなげていただきたいという思いで質問をさせていただきました。

次に、２点目の補助金の関係ですが、これも一つの出会いのきっかけづくりの一つかなとい

うメニューでございます。ほかにももっといいのがかもしれません。ただ、いろいろなところでのそういった少子化に対する独身世代を次の子育て世代につなげていく一つの補助金の制度かなと思ひまして、私提案をさせていただきました。再質問はございませんけれども、ぜひ少子化に向けた対策として、一歩でも二歩でも垂井町が進んでいくように私どもも一生懸命やりたいと思っていますし、役場の皆さんもそういったことで努力をしていただければなというふうに思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（若山隆史君） 13番 富田栄次君。

〔13番 富田栄次君登壇〕

○13番（富田栄次君） 通告に従い、大きく1点、デジタル教科書と従来の紙の教科書との在り方について質問いたします。

私は、昨年の9月議会一般質問で、GIGAスクール構想と情報教育についての質問をいたしました。その中で、デジタル教科書と従来の紙の教科書との在り方について質問いたしました。

教育長より以下のような答弁がありました。

これはもう議事録に記載してあることでありますが。デジタル教科書と従来の紙の教科書との在り方につきましてお答えいたします。

初めに、現在のデジタル教科書の整備状況につきまして御説明いたします。

教師が大型液晶モニターを使って児童・生徒に提示します教師用デジタル教科書につきましては、全ての教科で使用できるよう町で整備いたしました。児童・生徒一人一人がタブレットで使います学習用デジタル教科書につきましては、国から英語科のデジタル教科書を小学校第5学年から中学校第3学年まで全ての学校に配付されております。

また、算数・数学科のデジタル教科書につきましては、学校数の2分の1を上限に小学校第5学年から中学校第3学年まで国から配付されておりますので、垂井町では残りの2分の1の学校に算数・数学科のデジタル教科書を配付しております。

また、このほかに垂井町といたしまして、各学校が希望します2学年2教科分の学習者用デジタル教科書を配付しております。小・中学校でのいわゆる紙の教科書の使用につきましては、学校教育法第34条第1項に、小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと定められております。その上で、第2項に、前項に規定する教科用図書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材、いわゆるデジタル教科書を指します、これがある場合には、同項の規定に関わらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るために必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができるとしておりますので、あくまで紙の教科書を中心としながら、デジタル教科書を紙の教科書に代えて指導することも認められております。そのため、紙の教科書につきましては、

国から無償で給与されておりますが、デジタル教科書は無償で給与されないとされています。

現在、垂井町内の各小・中学校におきましては、紙の教科書を中心に学習を進めながら、中略をいたします、デジタル教科書を効果的な場面で使用しております。今後もこの方向を継続してまいりたいと考えております。というような答弁がありました。すなわち、教師用デジタル教科書については、今述べたように、全ての教科で使用できるように垂井町では整備をされております。

それと、児童・生徒一人一人がタブレットで使用する学習用デジタル教科書につきましては、今も述べました、国から英語科のデジタル教科書を小学校第5学年から中学校第3学年まで全ての学校に配付され、また算数・数学科のデジタル教科書においては、学校数の2分の1を上限に小学校第5学年から中学校第3学年まで国から配付されておりますので、垂井町では残りの2分の1の学校に算数・数学科のデジタル教科書を配付しているとのことであります。2度同じようなことを言っておりますが、このように垂井町ではなされていること、またこのほかに、垂井町として各学校が希望します2学年2教科分の学習者用デジタル教科書を配付しておりますとあります。これも先ほど言いましたが、とのことでした。

国においては、学習者用デジタル教科書を制度化する学校教育法等の一部を改正する法律等関係法令が平成31年4月から施行され、デジタル教科書の在り方については、中央教育審議会における議論を踏まえ、当面の間は紙の教科書を併用した上で、以下のとおり段階的に導入することを予定しているとあります。

その内容は、1つ目は、令和6年度から、全ての小・中学校等を対象に、小学校5年生から中学校3年生に対し、英語のデジタル教科書を提供とあります。

2つ目に、学校現場の環境整備や活用状況等を踏まえながら段階的に提供とあります。我が町では、教育長の下で、国においても、また我が町においても未知の世界とも言えるICTの導入教育において、教育長の下、我が町のGIGAスクール構想を早く立ち上げていただき、令和6年度の国の予定よりも早く、国では段階的に提供とありますが、我が町では既に学習者用デジタル教科書を配付されております。次年度におきましては、さらに教材の充足の予算化がされているとのことであります。

我が町では、現在までにICT教育、デジタル教科書を我が町の学校教育に取り入れてきていただきました。これまでのすばらしい我が町の学校教育、学校教育行政に何ら疑義を挟むものではありませんが、確認の意味を込めてお尋ねをいたします。

よく言われることに、ただ単にデジタル教科書やICT機器を導入すれば、資質・能力の育成につながるわけではなく、デジタル教科書等のICT機器を活用する授業改善を行うことが子供たち一人一人の資質・能力を育成する上で重要になると言われております。中央教育審議会が2021年、令和3年1月に取りまとめた、令和の日本型学校教育の構築を目指して、これまでの日本型学校教育のよさを受け継ぎながら、さらに発展させ、新学習指導要領を着実に実施することが求められております。

そこでお尋ねをいたします。

1つ目として、令和の日本型学校教育とは何を意味するかお尋ねいたします。

2つ目、日本型学校教育のよさとは何か、これをお尋ねいたします。

3つ目、授業改善例について、1例でも2例でも構いませんので、改善例をお尋ねいたします。

4つ目、デジタル教科書と従来の紙の教科書との在り方について。まだこれから道半ばだと思いますけれども、現在までに分かっている課題と成果についてお尋ねをいたします。

○議長（若山隆史君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 富田議員から4点御質問をいただきましたので、私からお答えいたします。

御質問への答弁の順序を変えさせていただきます。まず2点目の御質問、日本型教育のよさとは何かからお答えいたします。

議員に御紹介いただきました令和3年1月26日の中央教育審議会の答申に先立ちまして、国は、平成29年3月に国際的な視点から見た日本の教育に関する調査研究の報告書をまとめ、平成28年度教育改革の総合的推進に関する調査研究として公表をしております。

報告書の中には、日本の教育のよさ、強みをまとめて述べていますので、少し御紹介いたします。

学校教育は、いずれの国においても重要な社会システムであるが、日本と諸外国の学校の在り方は大きく異なる。諸外国では、教員の業務が主に授業に特化しているのに対し、日本では、教員が教科指導、生徒指導等を一体的に行い、生きる力、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体、いわゆる知・徳・体のことでございます、をバランスよく育む全人的な教育を行っている。例えば、諸外国では、教員以外のスタッフが面倒を見たり、担当したりする給食や教室の掃除などは、日本では、教員の監督の下、児童・生徒と共に行われる。そのほかにも、遠足や委員会活動など様々な学校行事が教員の主導の下、行われていることで、学校が児童・生徒の徳育を担っているなどとして、諸外国ではなされない日本の教育を日本型学校教育と述べて、国際的にも高く評価をされていると述べております。

今、御紹介いたしました内容は、日本の学校ではごく当たり前に行っていることであり、また垂井町でも、教育大綱の基本方針に、生命と人権の尊重を基盤として知・徳・体の調和を大切した園・学校づくりとしているところであります。

さらに、報告書には、日本型学校教育のよさを支える教員についても述べております。ここでは、日本の学校教育は教員の質の高さに支えられていることが多く、その質の高さを支えているのが教員の学び合いだとしています。日本では、お互いの授業を見学し、意見交換、検討し合うことで授業改善を図る授業研究、研究授業が活発に行われています。アメリカでは、日本の授業の質の高さの秘訣は授業研究であると紹介されまして、日本の教員の文化である授業

研究は世界で高い評価を得ているとも述べております。

以上御説明いたしましたように、垂井町内の各学校で行っております児童・生徒の日常の教育活動、教員の努力そのものが日本型学校教育のよさだと考えておりますし、そういう言葉を使いまして、明治の学制発布から150年の学校教育の歴史の中で、先人の努力で脈々と築かれてまいりました日本の学校教育のよさを自覚することを促していると考えております。

次に、1点目の御質問に戻りまして、令和の日本型学校教育とは何かにつきましてお答えいたします。

先ほど申し上げてまいりました日本型学校教育のよさ、強みを自覚し、継続・発展させることが前提であります。そして、その上にGIGAスクール構想で整備されましたICT環境を活用し、子供一人一人に応じる個別最適な学びと子供同士の関わり、さらに地域をはじめ様々な人との関わりの中で学ぶ協働的な学びを目指していくのが求められております令和の日本型学校教育であります。

3点目の御質問、授業改善例につきましてお答えいたします。

議員に御紹介いただきましたように、垂井町では、今年度全ての小・中学校が国語科のデジタル教科書を希望し、購入しております。国語のデジタル教科書は、本文の箇所を指定しますと、指定いたしました部分を読み上げたり、読み仮名を振ったりする機能がついております。

また、マイ黒板という機能を活用しますと、本文中の指定した文や語句を取り出し、短冊にすることができます。そして、そこに語句と語句との関係を並び替えたり、自分の読み取った内容を書き込んだり、矢印などの記号を使ったりして、自分だけの黒板をつくることができます。実際に授業でつくりましたマイ黒板の例を借りてまいりましたので、少し御紹介をさせていただきます。

この白い部分が、自動的に指定すれば、こういう短冊になって並ばれるということでございます。これは5年生の子供の例なんです、その下に自分なりの考えを書き込む、打ち込むということができるというものでございます。

これはこの子がつくった作品ですけれども、例えば同じ5年生ですけれども、こういうようなマイ黒板をつくる子供もおります。

これも同じように、白抜きのものが教科書本文のところからこの子が導き出したものを短冊とし、カードを並び替えて、こちらと随分異なると思うんですが、重い・軽いを比べて並べたり、矢印を使って関係を表したりしたものでございます。

そのほか、こういうスタンプ機能を使って感情を顔絵で表したりする例もございます。

いずれも5年生の例でございます、6年生ですと、さらに複雑な構造をつくることもやっているようでございます。

このような作業をタブレットで行うために、ノートに書き写す作業が必要なくなるということでございますし、先ほど御覧になっていただきましたように、選んだ言葉や語句を選び直したり、移動させたり、消したり付け加えたりすることが自由自在にできることになっております。

また、中には整った字を書くことが苦手な子供でも立派な作品ができるものですから、非常に意欲的に学習しているということもあろうかということでございます。

このようなことから、子供たちは、今御覧いただきましたように、意欲的にマイ黒板の作成に取り組むことができています。

また、大型モニターを使いまして、こうした作品を流すことによって、みんなで共有することができるために、話し合いを活発に行うことができているようです。

次に、外国語・英語のデジタル教科書です。

これも国から配付されているものでございますが、英語の読みを確認したいときには、本文中の必要な箇所を指定すれば、読みを音声で確かめることができます。また、読み上げる速度を調節する機能がございまして、ゆっくり聞きたい場合にはゆっくり聞くということもできるようになっていますし、また何度も繰り返し聞くこともできますので、本文を読む練習のときに一人一人が自分に合った分かりやすい速さで確認をすることができます。

そのほか、マスク機能といいまして、重要な語句や単語の一部を隠す、そういう機能もございますので、自分の学習に役立てたり、あるいは指定した範囲の日本語訳を確認することができるなど、先生の手助けを待つのではなくて、生徒は自分の課題を持って一人で学習を進めることができております。

デジタル教科書を使った授業実践例は、岐阜県教育委員会のホームページにも具体的に紹介されておまして、それらも参考にしながら各学校では活用しているところでございます。

以上、授業実践例を2つ御報告申し上げました。

最後、4点目の御質問でございますが、デジタル教科書と従来の紙の教科書との在り方について、現在までに分かってきた課題と成果についてお答えいたします。

まず課題は、デジタル教科書、タブレットを使って一生懸命学習し続けるときの目の健康への配慮が必要であることでございます。私たち大人でも、長時間画面を見続けることによりまずドライアイなどの問題がある中で、成長過程にあります子供たちの目の健康に十分配慮しつつ、それでいて集中して活用するというのが今課題になっているのではないかと考えているところであります。

また、デジタル教科書の補助教材の機能は、先ほどマイ黒板の機能を御紹介申し上げましたが、非常に多岐に及んだ内容でございまして、多様な使い方ができるというメリットがありますけれども、一方では、どの機能を使うと子供たちの学習により有効に使えるのかという教師側の研究、これが必要になってくるということも課題として上げられると考えております。

さらに、紙の教科書では全体が俯瞰でき、自分の手で書き込むことで学習ができる一方、デジタル教科書では、紙の教科書のようにページを行きつ戻りつすることが難しいなどのデメリットがあることと、小学生と中学生ではデジタル教科書の活用の在り方は異なるものであることから、今後デジタル教科書と紙の教科書のベストミックスはどうあるべきか、これを検討しなければならないと考えているところであります。

成果につきましては、ノートに書く活動ばかりではなくて、タブレットを使って書きまとめるという活動があることによりまして、両方の活動がより意欲的に取り組まれるようになったということと、英語の例で御紹介申し上げましたが、子供が自分の学習の方法を選択できるようになりまして、より個に応じる学習ができるようになったことが挙げられます。

また、思考力を身につけることが現在求められている中で、考えなさいというだけで考える力や思考力は身につけません。国語の例で御説明いたしましたが、カードを並び替えて言葉の意味を比べてみるでありますとか、カードの順番を変えて比べてみるでありますとか、矢印を使って関係を表してみるなどの作業の中で考える力が身につけていきますので、今求められています思考力、判断力、表現力などの能力を育てるためには極めて有効であると捉えています。

今後も整備いたしましたＩＣＴ環境を積極的に活用しながら、令和の日本型学校教育の推進に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 13番 富田栄次君。

○13番（富田栄次君） 本当に端的に分かりやすく説明していただきました。

我が町においては、本当にデジタル教材も有効に使われている、効果的な使い方をされていることが本当に伝わってまいりました。

実は、再質問として、補助教材について尋ねようと思っていましたが、これはもう蛇足かなと思ひまして、今の授業につきましても十分御説明いただいて、本当にその一端だろうと思ひますけど、それだけでも十分伝わってくるものが多くありましたので、もうここで時間ですので、ここで終わらせていただきたいと思いますけれども、教育長におかれましては、これまで教育行政に大きな業績とか、また実績を、大なるものがございます。どうか今後とも引き続いて垂井町の教育行政に、今軌道に乗りつつありますけれども、道半ばでございますので、また教育行政に専心していただけたらという願いを込めまして、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） これをもって、一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後3時12分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

垂井町議会副議長 広 瀬 隆 博

会議録署名議員 江 上 裕 子

会議録署名議員 中 川 泰 一